

焼津市
歴史民俗
資料館
報
資
年

令和4年度

37

令和4年度『年報37』

目次

【1】施設の概要	1
1 歴史民俗資料館	
2 大井川民俗資料保管庫	
【2】展示事業	2
1 常設展示室	
2 展覧会の開催	
【3】教育・普及活動	9
1 講演会、体験学習等の開催	
2 広報活動	
3 博物館実習生の受け入れ	
【4】文化財保護事業	23
1 埋蔵文化財の保護	
2 文化財の保護・顕彰事業	
3 指定文化財一覧	
【5】利用者統計資料	33
1 令和4年度利用状況	
2 履歴	
【6】資料館の資料の動向	40
1 資料の貸出し	
2 資料の提供	
3 資料の閲覧	
4 常設展示室の借用資料	
5 企画展の借用資料	
6 受贈資料	
7 受寄資料	
【7】管理運営	46
1 機構と職員（令和4年度）	
2 施設・資料管理	
3 令和4年度予算	
4 令和4年度決算見込み	
資料	49
1 条例・規則等	

※ 掲載された皆様の敬称の一部は省略させていただきました。

1 施設の概要

1 歴史民俗資料館

先人が築き、伝え残してきた行事、歴史民俗資料、まちなみ等の貴重な文化遺産の保存・継承に努め、それらを活用した学習機会を提供している。

博物館法施行規則第 19 条による博物館相当施設（平成 2 年 3 月 27 日付指定番号 20 号）である。

（1）施設概要

焼津市文化センターに設置されている。同センターは、焼津文化会館・歴史民俗資料館・焼津小泉八雲記念館・焼津図書館を有機的に一体化した複合施設で、学習・芸術・文化活動の総合的な拠点施設である。

所在地 〒425-0071
静岡県焼津市三ヶ名 1550 番地

電話番号 054-629-6847

FAX 番号 054-629-6848

E-mail rekimin@city.yaizu.lg.jp

URL <http://www.city.yaizu.lg.jp/rekimin/>

開館時間 午前 9 時～午後 5 時

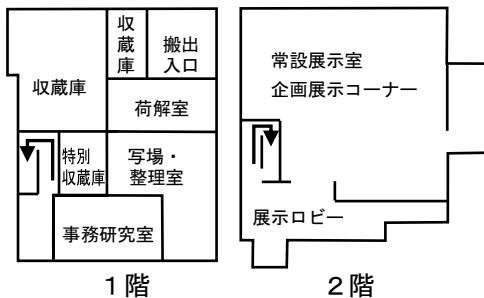
休館日 月曜日（祝休日の場合は翌平日）
年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
臨時休館（燻蒸期間・展示替期間）

入館料 無料

延床面積 964.3 m²（1 階 496.8 m²、2 階 467.5 m²）

内 訳 1 階 事務・研究室 154.0 m²、
収蔵庫 162.8 m²、荷解室 28.8 m²、
廊下・倉庫等 151.2 m²
2 階 常設展示室 341.9 m²、
展示ロビー 94.2 m²、廊下等 31.4 m²

<平面図>



以下、焼津市文化センターとして

敷地面積 30,806 m² **建築面積** 7,966 m²

延床面積 11,689 m²

内 訳 焼津文化会館 8,806.2 m²
歴史民俗資料館 964.3 m²
焼津小泉八雲記念館 496.0 m²
焼津図書館 1,422.4 m²

構 造 鉄骨・鉄筋コンクリート造り、一部鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造り

駐 車 場 500 台

（2）沿革

昭和 56 年 6 月 文化センター検討委員会設置

昭和 57 年 1 月 文化センター基本構想答申
3 月 文化センター建設委員会設置

昭和 57 年 12 月 文化センター基本設計完了

昭和 58 年 3 月 文化センター実施設計図完成
10 月 文化センター建設起工

昭和 60 年 3 月 文化センター竣工
6 月 28 日 歴史民俗資料館開館

資料館常設展示室入館者累計 (概ね 5 万人ごとの達成時期)		資料館事業総利用者累計 (概ね 10 万人ごとの達成年度)	
昭和 61 年 9 月	5 万人	昭和 62 年度	104,728 人
昭和 63 年 10 月	10 万人	平成 3 年度	203,990 人
平成 3 年 5 月	15 万人	平成 7 年度	324,898 人
平成 6 年 3 月	20 万人	平成 11 年度	415,839 人
平成 8 年 11 月	25 万人	平成 16 年度	507,718 人
平成 12 年 5 月	30 万人	平成 21 年度	606,335 人
平成 15 年 3 月	35 万人	平成 26 年度	702,669 人
平成 20 年 9 月	40 万人	令和 4 年度	830,381 人
平成 24 年 4 月	45 万人	常設展示室入館者に、企画展・特別展の入場者、体験学習、講演会等の参加者を加えた人数。	
平成 27 年 10 月	50 万人		
平成 31 年 4 月	55 万人		

2 大井川民俗資料保管庫

昭和 62 年 3 月に旧大井川町の郷土資料保管庫として完成した。焼津市との合併後は、大井川民俗資料保管庫として主に大井川地区で収集された農具や民具などの民俗資料を保管し、1 年に 1 度特別公開するほか、見学申込みに随時対応している。

所在地 〒421-0205 焼津市宗高 909 番地の 1

延床面積 243.0 m²

構 造 地上 1 階、軽量鉄骨造

2 展示事業

1 常設展示室



受付付近から見た様子

歴史民俗資料館の常設展示室には、市内の遺跡から発見された土器や木製品などを展示する時代別コーナー、昔の生活道具を集めた民具コーナー、焼津の基幹産業である漁業の資料をまとめた漁業コーナー、そして第五福竜丸の被災を伝える第五福竜丸コーナーを設けている。昭和60年(1985)の開館から令和4年度までの常設展示室来館者は59万人を超え、多くの皆様にご来館いただいている。

平成23年(2011)2月、第五福竜丸を含む船体模型などの漁業資料が新たに加わり、常設展示室内を大幅に改装した。資料が充実した漁業コーナーは入口からも全体が見えるように拡張し、全長約6mの第五福竜丸船体模型を中央に配置している。

縄文時代から弥生、古墳時代を経て中世へと続く時代別コーナーでは資料を集約するなどして、時代を追って見学できるように配列している。古墳時代の遺跡として全国的に有名な宮之腰遺跡の復元住居は、展示室入口の正面からも見やすいように設置している。

その他、ギャラリーには、漁船の模型や昔の焼津魚市場のジオラマなどを展示している。また、焼津市史関連書籍や発掘調査報告書、花沢城「御城印」などを紹介・販売している。



ギャラリーの様子

① 歴史コーナー

縄文時代(紀元前15世紀～紀元前3世紀)

縄文時代の人々は、山ではウサギやイノシシを捕まえ、ドングリやキノコなどを採集し、海や川、湖沼では魚類や貝類を獲り、自然の恵みと厳しさの中で生活していた。高草山麓の花沢の別所ノ段遺跡では黒曜石の矢じり、海岸部の弁天遺跡からは石剣が見つかっており、山の幸・海の幸に恵まれた人々の生活がしのばれる。

弥生時代(紀元前3世紀～紀元後3世紀)

弥生時代、日本列島では本格的に稲作が始められた。人々は水田を造営するのに適した沖積平野を次々に開拓していき、私たちが住む大井川平野も2,000年前頃から開拓が始まった。その頃の大井川平野は、森林と湖沼が点在し、その間を縫うように小河川が網の目のように流れていた。策牛(むちうし)地区から藤枝市岡部町の三輪にかけて広がる清水遺跡からは、稲作に使ったと考えられる鍬や鋤などの農耕具、堅杵などの農具、その他手斧の柄などの工具、容器や杓子などの日用品、機織具、高床建物の柱や梯子などが数多く出土している。



遺跡地図と縄文・弥生時代コーナー

古墳時代(4世紀～7世紀)

古墳時代では、西小川の小深田西遺跡(堅小路公園の西側)で4世紀の方形の墓が見つかり、水晶や翡翠の勾玉や銅鏡が出土している。また、高草山には主に6世紀から7世紀にかけて多くの古墳が造られており、笛吹段古墳群(坂本)や兎沢古墳群(野秋)には横穴式石室が現在も残っている。

この時代は平野の中央に多くの人が住み始め、4

世紀の小深田遺跡（熊野神社周辺）、5世紀前半の大覚寺遺跡（八坂神社南側）、5世紀後半の宮之腰遺跡（焼津神社周辺）などのように、規模の大きい拠点的なムラが出現し栄えた。



古墳コーナー

奈良・平安・鎌倉時代（8世紀～13世紀）

奈良時代に入ると法体系や中央と地方の行政組織が整備され、天皇中心の中央集権統治が行われた。中央と地方を結ぶ官道が造られ、官道の要所には駅を置き馬が常備され、休憩・宿泊施設が整備された。大井川平野には小川駅が置かれ、その場所は現在の西小川地区にある道場田・小川城遺跡付近である。遺跡からは、平安時代の銅印や陶器類が見つかった。また、大覚寺遺跡でも建物跡や陶器類を確認している。

鎌倉時代以降、日本の政治の実権は武家が掌握する。小川城遺跡には鎌倉時代、「七郎丸」と名乗る有力な在地御家人がいたようで、七郎丸と書かれた小皿などの陶器類が出土している。



中世コーナー

戦国時代（14世紀～16世紀）

戦国時代、山西と呼ばれた焼津市域は、駿河国と遠江国の境に位置し、今川氏、武田氏、徳川氏等に

よる激しい戦いの舞台となった。こうした中、市内にも各武将の拠点となる城が築かれた。令和3年度、こうした市内の城跡を紹介するコーナーを新たに設営した。法永長者と呼ばれた長谷川氏ゆかりの小川城、北条早雲の出世城と言われる石脇城、今川氏の内乱の舞台となった方ノ上城、武田氏対今川氏の激戦の地である花沢城、武田水軍の出城と考えられる当目砦といった城の歴史を中心に戦国時代の焼津について紹介している。



戦国コーナー

② 民具コーナー

市民の皆様から寄贈された資料を中心に、日用品、家具・調度品などを展示している。

戦後から昭和50年代を目安に、日本のどの家庭の台所にもあった懐かしい道具を中心に紹介した。展示では、「食べ物を保存する」「すくう・ふるう・おろす」「ご飯をたく」「焼く・煮る・調理する」のテーマごとに台所道具を展示している。

また、季節に合わせて「雛人形」や「五月人形」の展示も行っている。



民具コーナー

③ 漁業コーナー

駿河湾に面し、大井川の扇状地に位置する焼津は、古くから漁業を生業とし、海と共に歩んできた歴史がある。市内の遺跡からは、弥生時代に漁に使われたと考えられる漁具や古墳時代のカツオの骨が出土している。また、遠く平城京跡で発見された木簡からは、益頭郡でとれたカツオの加工品がはるばる都まで運ばれていたことがわかっている。

近代に入ると、焼津は、カツオ・マグロ漁の先進地として、重要な地位を占めるようになる。先人たちの努力によって、漁船は手漕ぎの八丁櫓から動力船へ、漁場は近海から遠洋へと変化し、焼津漁業は飛躍的な発展をとげる。また、鯉節に代表される水産加工技術の進展もめざましく、現在では、遠洋漁業と水産加工業の街として、その名が全国に知られている。

このコーナーでは、「港周辺の風景」「カツオ漁・サバ漁など」「造船の道具」「古代の漁法」「いろいろな漁の道具・漁法」という5つのコーナーを設け、焼津漁業発展の中心地であった浜通りと港周辺の風景、カツオ漁をはじめとする焼津でおこなわれていた漁法や実際に使われていた漁具のほか、造船の道具などを紹介する。また、通路展示では、焼津で使用されていた船の模型のほか、実際に船で使われていた船箆やイカリなどの道具と大漁旗を展示している。



漁業コーナー

④ 第五福竜丸事件コーナー

昭和29年(1954)3月1日の早朝、焼津のマグロ漁船第五福竜丸は、ビキニ環礁北東の公海上でアメリカの水爆実験に遭遇した。長時間にわたり降り続いた放射能を帯びた灰により、乗組員は次々に発病し、第五福竜丸は全速で母港の焼津港に向かった。

帰港した乗組員は、全員急性放射能症と診断され、

入院して治療することとなった。全国各地では、放射能汚染を受けた魚が水揚げされ、廃棄され、魚が売れなくなり、漁業界は大打撃を受けた。

また、放射能に汚染された雨が国内にも降り、国民は不安におびえた。同年9月23日、第五福竜丸の無線長だった久保山愛吉氏が、医師団の懸命の努力と家族や市民の願いもむなしく、不帰の人となった。他の乗組員が退院したのは、翌昭和30年(1955)5月20日のことであった。



第五福竜丸事件コーナー

2 展覧会の開催

協力者等の敬称は省略させていただきました。

(1) 歴史民俗資料館

① 企画展 「祈りのかたち」

開催期間 2月5日(土)～7月3日(日)

開催日数 128日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

観覧者数 5,456人(4月以降は3,703人)

内容 コロナ禍において誰もが無病息災を祈る中、いまいちど様々な時代の人々の祈りのかたちを紹介したいと考え、祈りをテーマとした展示を企画した。また、展示資料は当館でお預かりしている寄託資料と近年ご寄贈いただいた新収蔵資料を中心としたものである。内容としては、古来、呪術的な力を持つとされたまがたまや銅鏡、寺院に奉納された絵馬、江戸時代に行われた巡礼の記録をはじめ、祭祀で用いられた衣装や戦時中の信仰を示す資料など様々な資料を紹介している。来館者からは、様々な信仰を知れて良かったという声や木喰仏や巡礼に関する資料への感想が多く寄せられた。

出品点数 60点

出品目録

鬼神面3点、獅子面、男面(以上5点大井八幡宮蔵)、勢岩寺の弘法大師像(勢岩寺蔵)、大日堂の吉祥天像、大日堂の不動明王像(以上2点大日堂蔵)、猪之谷神社の六鈴鏡(猪之谷神社蔵)、香集寺の絵馬、弘徳院の絵馬(以上2点弘徳院蔵)(以上6点当館寄託)、万民八重垣守護尊神像(個人蔵)、小深田型石製垂れ飾り、小深田西1号墳出土まがたま2点、笛吹段19号墳出土まがたま、笥沢1号墳出土まがたま3点、小深田西1号墳出土管玉、笛吹段19号墳出土管玉2点、笥沢1号墳出土管玉、笛吹段19号墳出土切子玉、往来手形之事、熊野三社御札、豆卷子(経典)、阿弥陀如来像、笈、内厨子・阿弥陀三尊像、ショッコ、万燈花のショッコ、一文字笠、草履、鉢巻4点、獅子頭、庚申講の道具一式、成田山「不動明王像」、水天宮御祭神「安徳天皇像」、鳥形、舟形、人形、大祓形代、飯淵不動尊御札、山住神社御札、施餓鬼旗、底抜けの柄杓、天兒、お伽犬、張り子の犬2点、熊野神社お守り2点、藤守大井八幡宮お守り、千人針2点、寄書国旗2点(以上48点当館蔵)



② 文化財保存活用地域計画関連企画展 「DISCOVER ー焼津、発見ー」 第1期 海の軸「海とともに生きるまち」

開催期間 令和4年7月9日(土)～10月30日(日)

開催日数 97日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

観覧者数 4,021人

内容 文化財保存活用地域計画関連企画展「DISCOVER 焼津、発見」第1期 海の軸「海とともに生きるまち」を開催した。これは、本年度作成を予定している「文化財保存活用地域計画」に関連し

て、通年での企画展を計画したものである。この「文化財保存活用地域計画」の中で設定した「海の軸」「山の軸」「川(水)の軸」をベースに、市内の特色ある文化財を紹介することで、市民の皆様にも「焼津らしい歴史文化」の魅力を知っていただく機会となることを目指して企画した。

第1期 海の軸では、焼津漁業発祥の地である浜通りを中心に、海とともに生きてきた人々の暮らしの中で生まれた特色ある資料を約60点紹介した。今回の企画展のコンセプトは、「発見」。こんなものも文化財なの?と思うようなものや、これまで、あまり注目されてこなかったものにもスポットをあてるよう心がけた。

アンケートのご意見には、「展示が見やすい、工夫されている」「わかりやすく、興味のある内容だった」などのご意見をいただいた。今後も、「文化財」というと持たれがちな、「難しい、かた苦しい」というイメージを変え、まちの歴史や身近な文化財に目を向けるきっかけとなるような展示を企画したい。

出品点数 61点

(そのほか、パネル展示「焼津港に生涯をささげた持塚彌吉」、遺したい焼津の風景写真〔海の軸〕)

出品目録 *所蔵者名が無い資料は、当館蔵

◆プロローグ 焼津と海

古代・中世のおもり(宮之腰遺跡・小川城遺跡出土)4点、壺G(大覚寺遺跡出土)2点、鈴木兼平画「焼津漁業絵図」5点、八丁櫓模型1点、覚(田中廻米について)1点、「扶桑社会議日誌」1点、「覚」(卯年免定之事)1点、ショッコ1点)

◆海に挑んだ焼津人

「波除堤絵図」1点(個人蔵/当館寄託)、「堤防運動費記」/1点、片山七兵衛像1点、「富士丸乗組員日誌」1点、「南鳥島開拓婦之記」1点、ハガキ(伊豆七島中央物産会社より)2点

◆海辺の信仰

カツオ船奉納絵馬(大正期)1点(那閉神社蔵)、フナダマ(船霊)様(模型)1点、あおみねさんの旗1点、海蔵寺のお札1点、「飯塚兵左衛門一代記」/巻四/幕末～明治初期1点、日本武尊像1点

◆「漁業のまち」が生んだ文化

戦前の魚河岸柄反物1点、カツオ縞シャツ1点、魚河岸シャツ2点(個人蔵)、鯉節(本節)木型模型(雄節・雌節)一式、「焼津節」レコード1点、耳白半纏(復刻)1点、屋号の札6点、屋号の入った鯉節用木箱1点

◆焼津の海を愛した文人

佐藤道外「初鯉の句」1点、佐藤道外「明治大正焼津街並往来絵図」大正町西側・東側各1点、高橋雲亭「柳に燕図」1点、下村声峰漆喰画「恵比寿と鯛」1点

◆文化財保存活用地域計画とは

服部安次郎座像1点、生（マルセイ）パッチ1点

◆その他

模擬原爆破片1点（個人蔵）、大相撲巡業看板1点、皇道産業焼津実践団関連資料（皇道産業焼津実践団名の入る封筒、皇道産業焼津実践団名の入る掛帳、皇道産業焼津実践団辞令、皇道産業焼津実践団団員のパスポート、皇道産業焼津実践団団員の現地での従軍証明書、徴用船乗組員からの手紙、「武装漁船団結成に関する件」各1点）、焼津港にあった魚市場の模型1点、50年前に使用された獅子木遣りの衣装一式（一部個人蔵）



③ 文化財保存活用地域計画関連企画展
「DISCOVER ー焼津、発見ー」
第2期 山の軸「神が拠る空間、人の交わる路」

開催期間 11月6日(日)～令和5年3月5日(日)

開催日数 98日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

観覧者数 3,360名

内容 文化財保存活用計画関連企画展「DISCOVER 焼津、発見」第2期山の軸「神が拠る空間、人の交わる路」を開催した。第2期山の軸では歴史文化の宝庫である高草山を中心に、山に拠る神や自然、旧東海道沿いの花沢集落など、東益津周辺の魅力を紹介した。法華寺の平成の大修理の際に発見された棟札を始めとして、古墳から出土した太刀

など普段は目に触れることが少ない資料、約23点を展示した。アンケートの感想には、「実物が見られてよかった」「興味を持った」などの声がかかれた。高草山山地という大きな範囲で実施した展示であったため、まだまだ隠された魅力が残されている。今後もまたイメージを変える山の魅力を発信できる展示を企画したい。

出品点数 23点

出品目録 *所蔵者名が無い資料は、当館蔵
箕沢古墳群出土「太刀と鏝」4点、箕沢古墳群出土「銀象嵌円頭太刀柄頭」、関方の山の神祭「竹筒」、関方の山の神「オミキスズ」、関方の山の神祭「直会で使用する竹製の器」2点、タマネギ状泥岩、「高草神社絵図」、「石脇村旗掛石周辺鳥瞰図」（個人蔵）、「法華寺建立記」、本堂（花澤千手観世音堂）棟札、仁王門（千手観世二王門）棟札、屋根瓦に葺き替えられた際の棟札、法華寺の参拝記念絵馬、巡礼絵馬、法華寺の納札一式（以上7点法華寺蔵）、若宮八幡宮の棟札（若宮八幡宮蔵）、会所への差紙、大身槍「銘長吉作」（熊野神社蔵）、日本武尊像



④ 文化財保存活用地域計画関連企画展
「DISCOVER ー焼津、発見ー」
第3期 川の軸「暴れ川が生んだ豊穡の地」

開催期間 令和5年3月11日(土)～7月2日(日)

開催日数 98日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

観覧者数 768人（3月末まで）

内容 文化財保存活用地域計画関連企画展「DISCOVER 焼津、発見」第3期川の軸「暴れ川が生んだ豊穡の地」を開催した。

第3期の「川の軸」では、大井川地区にスポットを当てた。古来より幾度となく氾濫を繰り返してきた暴れ川「大井川」流域に暮らす人々は様々な知恵と工夫によって川と共存してきた。また、川への畏怖は多様な信仰も生み出し、現代へと受け継がれている。そして、大井川は人々の脅威ではあったが、恵の水をもたらす存在でもあり、豊富な水資源によって生まれた文化や産業もある。今回の展示では、こうした大井川との関わりを中心に大井川最下流域に位置する大井川地区の歴史と文化を紹介する。

出品点数 63点

出品目録 *所蔵者名が無い資料は、当館蔵
横瓶、坏・坏蓋3点（藤守遺跡出土）、山茶碗5点、土錘2点、石製紡錘車、舟形屋敷絵図（盤石寺蔵）、乍恐口上書を以御訴訟申上候（個人蔵）、乍恐書付御届ケ申上候（個人蔵）、海蔵寺延命地藏尊御札、上泉地藏堂延命地藏尊御札、飯淵不動尊御札、大井八幡宮御祈祷之御札、川中島八兵衛御札、施餓鬼旗、大井川絵図（個人蔵）、杓、試桶、サル（コマ）、酒樽「享和東鶴」、酒瓶「享和東鶴」2点、徳利「享和東鶴」、志太梨商標3点、天皇陛下へ献上の梨について、梨受納証、写真「梨の献上」、ウナギバサミ、ウナギ籠、ウナギカキ、大崩八景（焼津市蔵）、大井川自由架橋願、大井川渡船費用簿、上泉中河間渡船費収支帳、志太郡相川村路線公図、駿遠線行先表示板（大井川⇄新藤枝）、つり革、藤相鉄道列車時刻表、藤相鉄道特別乗車券、駿遠線閉鎖記念切符2点、駿遠線切符4点、天竜一行追善大相撲番付表、追善相撲挙行趣意書（以上2点個人蔵）大相撲大井川場所ちらし、大井川場所宿割帳、色紙「曙手形」、写真「色紙を書く曙」、写真「大井川場所」、写真「大井川場所横綱千代の富士土俵入」、大鳥毛（吉永八幡宮蔵）、藤守の田遊び衣装（藤守の田遊び保存会蔵）、万燈花のショッコ



⑤ ミニ展示「ひな人形」

開催期間 3月11日（土）～4月2日（日）

開催日数 20日間

会場 常設展示室民具コーナー

内容 民具コーナーの一部を利用し、大正から昭和にかけて作られたひな人形の展示をおこなった。旧暦の桃の節句の時期にあわせたもので、明治時代の古今雛や可愛らしいミニ雛などを展示した。

また、豪華な衣装を着た雛天神も紹介した。志太地域には、男の子が生まれると贈る風習があり「衣装着天神」とも呼ばれている。

細かい部分まで丁寧に作られた人形たちを、じっくりと鑑賞している見学者の姿が見られた。

出品点数 9点

出品目録

古今雛（明治）一対、木目込み雛（昭和）一対、ミニ雛（昭和）一式、巴御前1点、藤娘1点、五人囃子（大正）一式、牛若丸と高砂（大正）一式、高砂（大正）一式、衣装着天神（昭和）1点



（2）大井川民俗資料保管庫

① 通常公開

大井川民俗資料保管庫では申し出に応じて施設の公開、保管資料の説明を実施している。

令和4年度は、2団体93人が見学した。

② 特別公開

文化財保護強調週間とおおいがわフェアの開催に合わせて例年11月3日（祝）に特別公開を開催。

令和4年度はワークショップを開催。参加者人数122名。

わらじ網体験・水引でキーホルダー作り・紙粘土と大松ぼっくりを使用した粘土細工などを行った。



(3) 館外展示

じんむ市

開催日 令和5年2月12日(日)10:00~15:00

会場 神武通り

内容 焼津市本町にある神武通り商店街主催のじんむ市に参加した。神武通り周辺の昔の写真や、子どもむけワークショップを開催。ブースに立ち寄った人数は92名。

ワークショップに参加した子どもの保護者に簡単なアンケートを行い、歴史民俗資料館の周知を行った。市内在住でも当館を認識している方が意外にも少なかったことを改めて感じた。今後も館外展示を行い、当館の周知を行っていきたい。



3 教育・普及活動

1 講演会、体験学習等の開催

令和4年度の開催回数は合計51回（講演会・講座21回、体験学習21回、出張講座9回）、参加者は合計4,566人である。なお、新型コロナウイルス感染症予防対策として消毒やマスク着用、検温等の対策を徹底したほか、参加者数を通常の半数程度に抑制して実施した。

（1）講演会・公開講座 計275人

① 企画展関連講座

「映画ロケ地になった懐かしの焼津」

講師 小澤正人さん（映画解説者）
開催日時 10月2日（日）
午後1時30分～3時30分
開催会場 焼津文化会館3階会議室
聴講者数 92人
聴講料 無料
主催 歴史民俗資料館
内容 企画展「DISCOVER 焼津、発見」関連講座として、企画した。講座では、映画の中の懐かしい焼津の風景が映るワンシーンと共に、映画制作や俳優のエピソードなどが、ユーモアたっぷりに語られ、あっという間の2時間であった。とくに、「映画第五福龍丸」は、参加者の心に強く響いたようである。参加者からは、「映画の中の風景に、子どもの頃を思い出しました」「期待通りの講演でした」「次回も楽しみにしています」など、多くの好評の声が寄せられた。



② 企画展関連歴史文化講座

『高草山周辺の自然と歴史』～小さな焼津遺産を見つける楽しみ～「やきつベミストーリー」

講師 増田俊彦さん（焼津市文化財保護審議会副会長）
開催日時 12月10日（土） 午後2時～3時30分
開催会場 焼津文化会館第1練習室
聴講者数 46人
聴講料 無料
主催 歴史民俗資料館
内容 企画展「DISCOVER—焼津、発見—」山の軸関連の歴史文化講座として開催した。講師には子どもたちに読ませたい科学の本を静岡新聞に掲載するなど、現在も精力的に活動されている増田俊彦さんをお迎えした。歴史のヒストリーと不思議なミストリーを組み合わせたわかりやすい内容に、聴講者たちは楽しそうに耳を傾けていた。久しぶりの歴史文化講座に参加者からは「植物の話がとても面白かった」「講話にあった史跡を歩いてみたい」などの感想とともに、次回の開催を希望する声もあった。



③ 企画展関連講座

「水と闘い、水と共存してきた特色ある民俗～大井川流域の民間信仰・神社信仰を中心に～」

講師 矢澤和宏さん（焼津市文化財保護審議会委員）
開催日時 3月25日（土）
午後1時30分～3時30分
開催会場 焼津文化会館3階会議室

聴講者数 85人

聴講料 無料

主催 歴史民俗資料館

内容 企画展「DISCOVER 焼津、発見」第3期川の軸の関連講座として、企画した。

講座では「大井川」について、歴史や地史、民間信仰や神社信仰など様々な視点から講話をいただいた。

参加者からは、「お話し上手で引き込まれました」「とても参考になり、大井川との水のかかわりがわかりやすくて大変勉強になりました」「もっと民俗学をおそわりたいです」など、好評の声が多く寄せられた。



内容 本講座は、当館所蔵の古文書資料の解読を進めるとともに、一般市民に地域の歴史に興味を持っていただく機会とするため、企画した。

令和4年度は、初心者向けの「入門講座」と経験者向けの「中級講座」を開講した。

「入門講座」では、講師から、江戸時代の焼津の歴史や支配の変遷などの基礎講義を受け、その後、古文書のコピー(策牛地区)を使って、解読のポイントを学んだ。「中級講座」では、グループ学習と個人学習をおこなった。グループ学習では、1つの古文書をグループで解読し、翻刻、書き下し、口語訳、解説を作成し、発表した。個人学習では、未解読の資料の解読を各自進めた。

参加者からは、「もっと古文書の勉強を続けたい」という意見が多数寄せられた。令和5年度も、引き続き、古文書講座を開講する予定。



④ 古文書講座 計52人

講師 青木茂久さん(元中学校教諭、焼津市古文書自主講座主催)

開催日時

前期入門講座(5回) 5/18, 6/15, 7/12, 8/17, 9/21
午前9時30分～11時

後期入門講座(5回) 10/19, 11/16, 12/21, 1/25, 2/15
午前9時30分～11時

中級講座(10回) 5/18, 6/15, 7/12, 8/17, 9/21,
10/19, 11/16, 12/21, 1/25, 2/15
午後1時～3時

*前期入門講座と中級講座の第4回目(8月17日)は、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止とした。

開催会場 焼津小泉八雲記念館多目的室

参加者数 前期入門講座 18人

後期入門講座 21人

中級講座 13人

聴講料 無料

主催 歴史民俗資料館



(2) 体験学習（伝統文化子ども教室）

計 318 人（子ども 187 名、保護者 131 名）

① 親子で七夕かざりをつくろう！

講 師 歴史民俗資料館 学芸員

開 催 日 7月2日（土）

午前 10 時～11 時 30 分

午後 1 時 30 分～15 時 00 分

開催会場 焼津文化会館 3 階会議室

参加者数 65 名（子ども 34 名、保護者 31 名）

参加費（材料費） 100 円

内 容 申し込み初日からキャンセル待ちまでいっぱいになった。今年は学芸員が指導を行った。前半 15 分ぐらいで、七夕伝説のお話、七夕の由来や歴史などをスライドショーとパペットを使用しお話をした。その後、7 種類のお飾りのうち、作り方の難しい 3 種類をスライドを使用し子どもたち全員一緒に作った。残り 4 種類については親子で作業用の手順書をみて作ってもらった。

作業では少し難しいところもあったが、親御さんと一緒になって楽しく作業してくれていた。



② 水でっぼうをつくろう！

講 師 鳴谷昇さん

開 催 日 7月23日（土）

午前の部…午前 10 時～11 時 10 分

午後の部…午後 1 時 30 分～2 時 40 分

開催会場 焼津文化会館 3 階会議室、清見田公園

参加者数 61 名（子ども 39 名、保護者 22 名）

参加費（材料費） 200 円

内 容 自然の竹を利用した水でっぼうをつかって、遊び方を学ぶ教室。今年度は新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中での開催となった。小刀など慣れない道具もある中で、親が子に使い方

を教えている姿はとても微笑ましい光景であった。参加者は、完成した水でっぼうを片手に清見田公園で楽しそうに遊んでいた。



③ まがたまをつくろう！

講 師 鳴谷昇さん

開 催 日 8月20日（土）

午前 9 時 30 分～11 時 30 分

午後 1 時 30 分～15 時 30 分

開催会場 焼津文化会館 3 階会議室

参加者 48 名（子ども 27 名、保護者 21 名）

参加費（材料費） 300 円

内 容 まがたまや、遺跡についてもスライドを使用しながら、講師にお話ししていただいた。

今年は講師の手元がわかるように、ビデオで写し、スライドに映して作業工程を見てもらいながら、子どもたちに指導をした。

子どもたちも講師のヤスリの使い方を見て、真似て作業していた。

作業終了後、資料館に移動し本物のまがたまをみたり、焼津の歴史に少し触れてもらった。

子どもたちは自分の作ったものと、見比べたり、まがたまが出土してきた時代の様子を見て、思うことがあったのか、質問をしてくれる場面もあった。



④ Time slip in Stone Age

—石器時代はアウトドア?!—

講師 鳴谷昇さん

開催日 10月22日(土)

午前9時15分～12時30分

天候：曇りのち晴れ

開催会場 バス車庫横駐車場

参加者 24名(参加者16名、保護者8名)

参加費(材料費) 100円

内容 コロナ禍午前中だけの教室であったため、石器でナイフづくりを行わず、職員が事前に作ったナイフを使用し、石器の体験をしてもらった。

火おこしはグループごとで行ってもらい、どこが一番早く火を起こせるか対決方式で行った。グループで、工夫して力を合わせて火をおこしている姿がみられた。

弓矢体験は、全然矢が飛ばず、苦戦していたが、回数をこなすとコツをつかみ、上手に矢を打っている様子であった。

子どもたちはとても楽しんでいたのでよかった。



⑤ ミニ門松をつくろう！

講師 鳴谷昇さん

開催日時 12月27日(火)

午後1時30分～3時10分

12月28日(水)

午前9時30分～11時15分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

参加者数 76名(子ども45名、保護者31名)

参加費(材料費) 500円

内容 例年とは異なり、教室を2日間に分けて開催した。毎年好評の人気教室であり、今年も多く参加者を得た。参加者は門松のいわれ等を学んだ

後、講師や職員の指導の下、高さ70cm程のミニ門松を制作した。刃物を使う慣れない作業に苦戦しながら、皆、思い思いの門松を完成させることができた。



⑥ ミニワラジと竹のおもちゃをつくってみよう！

講師 鳴谷昇さん

開催日 2月13日(土)

午前の部…午前10時～11時35分

午後の部…午後1時30分～3時30分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

参加者数 44名(子ども26名、保護者18名)

参加費(材料費) 200円

内容 バンジーロープでミニワラジ、自然の竹で竹ぼっくりの製作。編み物の本格的な教室は初めての試みで、参加者たちは親と一緒に楽しみながら作業を進めていた。竹ぼっくりは高さに挑戦したが、安定感がなく低くする参加者などもおり、決められたものの中にも自主性があふれていた。編み物の道具も身近なものでできるため、家でも楽しめる教室であった。



(3) 体験学習（クイズラリー）計 2,225 人

開催日時 通年実施 午前9時～午後4時
参加者数 延べ 2,225 人（クイズラリーの参加者）
内 容 クイズを解きながら展示室を見学して回ることで、楽しく学習する「ラリー形式」のイベントである。平成 14 年度より継続して開催している。

クイズの問題は年齢を問わず未就学児でも参加できる「ぼくらはたんけんたい編」、低学年向けの「ドキドキなぞとき編」、高学年向け「君こそ博士編」、企画展に合わせた「企画編」の4つのコースがあり、いずれも展示資料から出題する。クイズを1枚クリアするごとにオリジナルマグネットもしくはオリジナルシールをガチャガチャを回してもらい贈呈する。絵柄は参加者に関心をもってもらえるように、展示品や収蔵品、マスコットキャラクター達をモチーフにしたものなどを作成し、人気を博した。

また、夏休み、冬休みの期間限定のクイズラリーを開催。期間中は通常のクイズラリーとは違ったクイズの出し方など、工夫をこらし、来館者数を伸ばした。



(4) 体験学習（焼津市文化センターゴールデンウィークスペシャルイベント）計 904 人

① 「やいちゃんなぞとき大作戦」

開催日 4月29日（金）～5月8日（日）
※5月2日（月）は休館日
各日午前9時～午後5時

開催会場 焼津市文化センター

参加者数 873 名

内 容 ゴールデンウィーク期間に、文化センター全体を会場とした2種類の謎解きゲームを開催した。参加者は、ヒントをもとに焼津の特産品のイラストを持ったやいちゃんを探す初級編とクイズを解いてキーワードを集める上級編に挑戦し、文化センター内の4つの施設を回りながら問題を解いていった。誰でも自由に、どの施設からでも参加できる形式を取り、期間中に多くの参加者を得ることができた。イベントを通して、多くの方に歴史民俗資料館をはじめ、センター内の各施設について知ってもらう機会となった。



② 「バックヤードツアー」

開催日 5月1日（日）、5月5日（水）
各日午前10時30分～午後11時30分

開催会場 焼津市文化センター

参加者数 31 名

内 容 ゴールデンウィーク期間に、文化センター内にある4館の裏側と仕事を紹介するバックヤードツアーを開催した。参加者は、文化会館のステージ裏や音響室、資料館の収蔵庫など普段は見ることの出来ない施設の裏側を見ることで、各施設についてより興味を持てたようであった。

その他、期間中にはやいちゃんを登場させ、風船を配るなどして好評を得た。



(5) 体験学習（ワークショップ）計 51 名

①「プラバンでキーホルダーをつくろう！」

開催日 8月18日(木)

午前10時30分～午後11時30分

午後1時30分～午後3時

開催会場 歴史民俗資料受付ホール

参加者数 31名

内 容 プラバンで焼津にゆかりのある武将の家紋や、マスコットキャラクターを書いてもらいキーホルダーをつくるワークショップを開催。夏休み期間中ということもあり、親子連れが参加してくれた。子どもの中には自分の家の家紋がどんなものか興味を示す子がいた。



②「水引で〇〇をつくっちゃおう」

開催日 12月24日(土)

午前10時30分～午後11時30分

午後1時30分～午後3時

開催会場 歴史民俗資料館受付ホール

参加者数 20名

内 容 水引でポチ袋を飾ったり、キーホルダーをつくるワークショップを開催。前もって作っておいた水引かざりをポチ袋に自分で貼ったり、一から飾りをつくったりと年齢にあわせて体験できるように工夫した。子どもたちは難しいながらも自分で水引で飾りをつくることに夢中になっていた。



(6) 体験学習（フロアレクチャー）計 28 名

「やまどんと学芸員さん～ちょっと昔を触って体験しちゃおう！」

講師 歴史民俗資料館学芸員

開催日 1月7日(土)

午前10時30分～11時

午後2時～2時30分

開催会場 歴史民俗資料館 常設展示室

参加者数 28名(こども16名、保護者12名)

内 容 未就学児から低学年向けのフロアレクチャーを開催した。当館としては児童向けのフロアレクチャー単体のイベントは初めての試みであった。

民具を中心にマスコットキャラクターややまどんと学芸員との掛け合いで道具を説明し、実際に道具にも触ってもらった。通常は入れない民具コーナーの上などに乗ってもらい、写真撮影なども行った。子どもたちは、はじめて触るものや、見るもの、今との違いを肌で感じ、興味深々の様子だった。保護者

も一緒になって今との使い方や、当時自分が使っていた様子を子どもに話す様子も見られた。



のほめかたの勉強になった」と高評価の意見が聞けた。



(7) 体験学習（キッズアートプロジェクト）

計 47 名

「私の富士山-水墨画家になっちゃおう！-」

講 師 臨床美術士 青木 理栄・宇佐美 ひかり
(芸術造形研究所)

開 催 日 2月11日(土)
午前10時00分～午後11時45分
午後1時30分～午後3時15分

開催会場 深層水ミュージアム

参加者数 47名(子ども24名、保護者23名)

内 容 キッズアートプロジェクトしずおかと
共催で開催した。

実際の富士山を見ながら、「私だけ」をコンセプトに思い思いの富士山を墨や木炭、胡粉を使用して描いた。子どもたちも普段使ったことのない筆やスプーンで絵を書くことに、興味深々であった。

また、指を使ったり、筆やティッシュなど、自分の書きたいようにのびのびと書いていたように感じられる。お教室の最後、作品を並べ、先生が一人一人に感想を述べてくださり、保護者からは「子ども

(8) 体験学習（史跡めぐり） 計 154 人

① 530(ごみゼロ)歴史探訪「中里石脇巡り」 (自主運行バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 5月29日(日)
午前8時30分～12時30分

参加者数 20人

参加費(バス運賃) 400円

主催 道路課、環境課、歴史民俗資料館

主な見学場所 井伊直孝産湯の井、若宮八幡宮、石脇城跡、旗掛石

内容 自主運行バスを利用した史跡巡りを開催した。今回は環境課とも共催し、ごみゼロの日(5月30日)にちなんだゴミ拾いをしながらの史跡巡りとした。参加者は道中ごみを拾いながら、「若宮八幡宮」や「井伊直孝産湯の井」、「石脇城跡」などの史跡を歩いて巡った。

途中、地元の有志団体「中里倶楽部」からも史跡の解説を聞き、徳川家康や井伊直孝、北条早雲などの有名武将たちと郷土とのつながりを知ることができた。

参加者からは「焼津に住んでいながら知らないことばかりで、いい勉強になり、かつゴミも拾いと一緒に運動もでき良い企画だと思いました」「ゴミを拾いながら史跡をめぐるといのはとても良いアイデアでこれからも続けていただきたいと思います」など好評の声が多く寄せられた。



② 和田浜から小川の自然歴史散策 (路線バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 6月11日(土)
午前8時30分～12時30分

参加者数 18人

参加費(バス運賃) 400円

主催 道路課、歴史民俗資料館

主な見学場所 三葉神社、波除地蔵、水天宮、信香院、イ草農地

内容 自主運行バスを利用した史跡めぐりを開催した。

参加者は、和田浜海岸から小川港までの間の自然地形を見ながら、三葉神社、水天宮、信香院などの周辺史跡を巡った。また、当地区では耕作放棄地を活用したイ草の栽培が進められており、イ草の栽培・活用についても生産者から説明をうけた。

参加者からは「三葉神社・イグサ・塚石など実際に見て歩き、昔の人の想いを知り、又現代の土地利用を知り、改めて焼津のよさを知りました」「普段車で通っているところを徒歩により色々な新たな発見や気づきがありました」など好評の声が多く寄せられた。



③ 大井川わらじウォーク (路線バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 9月22日(木)
午前8時30分～午後1時10分

参加者数 10人

参加費 2,500円(わらじ代・弁当代)、570円(バス代)

主催 焼津市観光協会

共催 道路課、歴史民俗資料館

主な見学場所 子安神社、舟形屋敷、八兵衛碑、大井川港

内容 大井川地区の史跡をわらじを履きながら歩く史跡巡りを開催した。

参加者は、わらじを履いて市内上新田地区の子安神社や洪水対策の工夫が見られる舟形屋敷などの史跡を巡り、途中バスに乗車して、大井川港港湾会館

で昼食を取った後、港の歴史についても学んだ。

履きなれない本物のわらじを履いてのウォーキングに参加者からは「わらじをはくのが初めてで痛くなるか and 歩けるか心配でしたが適切な御指導で不安は全くなくなりました。歴民館の人の案内もすごく上手でとても良いわらじウォークでした」「良い企画でした。旧大井川町めぐりをこれからも続けてください」など好評の声が多く寄せられた。



④ 530 (ごみゼロ) ウォーキング「花沢城 石脇城巡り」

開催日時 10月29日(土)
午前9時～12時

参加者数 18人

主催 環境課

共催 歴史民俗資料館

主な見学場所 石脇城跡、花沢城跡、花沢の里

内容 環境課が主催したごみ減量サポーター養成講座の参加者を対象にしたごみ拾いウォーキングで、途中で立ち寄る史跡などを解説する講師として参加した。ごみを拾いウォーキングを行いながら途中の石脇城跡、花沢城跡、花沢の里を見学した。参加者からは「ごみ拾いをして環境の事を考えながら歴史の勉強をすることも出来た」「花沢ビジターセンターについて詳しく知ることができた」など、好評の声を得た。



⑤ 浜当目の歴史探訪

(自主運行バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 10月30日(日)

午前8時40分～午後1時15分

参加者数 22人

参加費(バス運賃) 400円

主催 道路課、歴史民俗資料館

主な見学場所 原田家住宅、那閉神社、弘徳院、香集寺

内容 自主運行バスを利用した史跡めぐりを開催した。

参加者は、自主運行バスを利用して、浜当目地区まで移動し、国登録有形文化財「原田家住宅」や漁師の信仰を集める虚空蔵山や那閉神社などの史跡を巡った。虚空蔵山の山頂にある香集寺への参拝は、険しい山道を登るため苦労したが、参加者からは「山道のウォーキングは体によく、また参加したいと思いました」「同市に住んでいて知らない事教えていただき大変おもしろかったです」など好評の声が多く寄せられた。



⑥ 花沢の里・花沢城ウォーキング～願いをかなえよう法華寺御朱印と花沢城御城印を同時にゲット～

開催日時 11月12日(土)

午後1時～4時

参加者数 29人

参加費 500円

主催 やいづ観光案内人の会

協力 焼津市観光協会、焼津高等学校、法華寺、歴史民俗資料館

主な見学場所 花沢城跡、花沢の里、法華寺

内容 やいづ観光案内人の会主催事業に協力した。

本企画は、焼津高校書道部の生徒が揮毫した花沢城「御城印」の販売を契機として、花沢地区の歴史・文化を多くの方に知ってもらうことを目的に開催された。イベントでは、案内人の会による花沢の里・花沢城跡などのガイドツアーを軸に、花沢地区ビジターセンターでの焼津高校書道部による書道パフォーマンスの見学を行った。書道パフォーマンスが始まると参加者のみならずハイカーも足を止めて見学していた。



⑦ 大井川わらじウォーク②

(路線バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 11月26日(土)

午前9時～午後1時30分

参加者数 12人

参加費 2,500円(わらじ代・軽食代)、430円(バス代)

主催 焼津市観光協会

共催 道路課、歴史民俗資料館

主な見学場所 長徳寺、盤石寺、円永坊跡、吉永八幡宮

内容 大井川地区の史跡をわらじを履きながら歩く史跡巡りを飯淵の長徳寺の「手づくり市」に合わせて開催した。「手づくり市」で買い物を楽しみながら、周辺の史跡についても学んでもらおうという企画で、各寺社では、住職さんや宮司さんの話を聞くことができた。参加者からは「地域のことが良く知ることができた。寺院・神社に住職や宮司の説明があったのは良かった」「説明はわかりやすくとても良かったです」など好評の声が多く寄せられた。



⑧ 焼津の山城・家康ゆかりの史跡巡り

(自主運行バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 3月19日(日)

午前7時50分～12時20分

参加者数 25人

参加費(バス運賃) 400円

主催 道路課、歴史民俗資料館

主な見学場所 風口坂の道標、鳴沢不動尊、花沢城跡、石脇城跡、諏訪八幡神社、旗掛石

内容 自主運行バスを利用した史跡めぐりを開催した。市内に残る戦国時代の山城として知られる花沢城跡や石脇城跡を中心に大河ドラマで注目を集める徳川家康に関連する史跡などを巡った。市内にはあまり知られていない家康関連の史跡や伝承が数多く残っており、参加者からは「有名な人とのつながりが学べた」「今回は知らなかった史跡がいくつもあってとても詳しい説明をしていただき勉強になりました」など好評の声が多く寄せられた。



(9) 資料館職員出張講座 計 564 人

資料館では焼津市の歴史文化の啓発に努めるべく、職員を派遣しての出張講座を実施している。令和4年度は、公民館や大学、小学校などからの申し込みに応じて9回の講座等を行い、延べ人数 564 人の参加者を得た。今後とも館外での周知活動を積極的に行っていく予定である。

- ① 静岡福祉大学(対象：学生)
開催日 4月 27日 聴講者数 150人
- ② 豊田公民館(対象：講座生)
開催日 7月 14日 聴講者数 26人
- ③ 港公民館(対象：講座生)
開催日 7月 15日 聴講者数 19人
- ④ 大富公民館(対象：講座生)
開催日 9月 21日 聴講者数 46人
- ⑤ 静岡福祉大学(対象：学生)
開催日 11月 16日 聴講者数 80人
- ⑥ ちょっくら焼津(対象：市民)
開催日 11月 19日 参加者数 32人
- ⑦ 豊田小学校(対象：4年生)
開催日 12月 8日 参加者 161人
- ⑧ 小川公民館(対象：講座生)
開催日 1月 18日 参加者数 34人
- ⑨ 港公民館(対象：講座生)
開催日 2月 9日 参加者数 16人



2 広報活動

① 資料館だよりの発行

歴史民俗資料館の活動内容を広く市民に知らせるため、「資料館だよりの発行」を行っている。

令和4年度は「109号」を発行した。

紙面の主な内容は催し物の開催案内や活動報告である。企画展や講座・講演会、体験教室などの活動の様子、参加者の声などを写真とともに紹介している。

② 焼津市歴史民俗資料館ホームページ

市のホームページに、歴史民俗資料館の利用案内をはじめ、催し物の開催案内、刊行物や焼津市史関連書籍の案内、文化財などの歴史文化の紹介、資料館だよりの掲載している。

刊行物は、これまでに開催した特別展や企画展の図版、発掘調査報告書などである。焼津市史関連書籍については、市史編さん事業の概要と書籍の紹介及び販売案内を掲載している。

文化財などの歴史文化を紹介するページでは、指定文化財や地域に伝わる昔話、方言などまた、身近な文化財を紹介するお散歩文化財のページを新たに作成し紹介している。

③ 年報の発行

前年度の事業をまとめた『年報』を発行している。

令和4年度は、令和3年度の実績をまとめた『年報36』を令和4年9月に発行した。

なお、『年報』はデータ版として市ホームページの歴史民俗資料館内に掲載している。

④ ポスター・ちらしの発行

各種催し物の開催にあたっては、広く市民に知らせるため、広報用ポスターやちらしを作成し、配布している。

配布先は、市内の幼稚園・保育園・小学校・中学校などの教育施設や、公民館・図書館・文化会館・ディスカバリーパーク焼津などの公共施設である。

また、企画展の開催時には、県内の博物館施設をはじめ、市内の駅や宿泊施設、介護施設、金融機関、店舗などにもポスターの掲示やちらしの配布について依頼し、より多くの方へ周知を図っている。

⑤ SNSを活用した情報発信

展示やイベントの開催案内、事業の実施状況など、SNSを活用し情報発信を行った。令和4年度に新たに、焼津小泉八雲記念館と共同でFacebookページ・Instagramを開設。平均して1.6日1回のペースで投稿。今まで、あまり足を運んでいただけない若い世代へ向けての発信を試みた。また、マスコットキャラクターを活用し、親しみを感じていただけるよう、写真なども工夫し、投稿を行っている。市内の史跡や歴史・民俗を紹介する投稿の他、学芸員の活動などにもスポットを当て投稿をしている。

また、動画作成にも力を入れ、Instagram・Facebookページへの投稿、YouTube動画への投稿も行った。

今後は動画を活用し、展示室内の説明、展示の説明などにもおこなっていききたい。

3 博物館実習生の受け入れ

歴史民俗資料館では、大学で学芸員資格の取得を目指す学生を博物館実習生として夏季期間に受け入れている。令和4年度は2名の実習生を受け入れた。当館主催の体験学習「まがたまをつくろう」や夏休みワークショップの補助や資料登録・整理事業の実習、「財源を必要としない子ども向け博物館イベント」の計画案の作成などを行った。来年度以降も夏季期間に実習生を受け入れる計画である。



4 文化財保護事業

1 埋蔵文化財の保護

令和4年度の埋蔵文化財調査は、開発行為に伴う19件の埋蔵文化財の調査を実施した。内訳は、本発掘調査0件、確認調査0件、工事立会指示19件（文化財保護法第93条）である。工事立会では遺構、遺物は確認されなかった。

また、慎重工事指示は6件であった。

(1) 発掘調査

令和4年度は、遺構の概要を解明するための本発掘調査（文化財保護法第99条）は行われなかった。

(2) 確認調査

①文化財保護法第99条

確認箇所 なし

(3) 工事立会指示

①文化財保護法第93条

確認箇所 13遺跡 23箇所

確認結果 全ての遺跡で遺構、遺物は確認されなかった。

(県遺跡登録番号順)

遺跡名	箇所
宮腰古墳群	1件
坂本遺跡	1件
落合遺跡	1件
牛田遺跡	3件
堤添遺跡	1件
道添遺跡	2件
蛭田遺跡	1件
宮之腰遺跡	2件
須賀遺跡	3件
小深田遺跡	2件
道場田遺跡	1件
小川城遺跡	2件
藤守遺跡	3件

(4) 慎重工事指示

①文化財保護法第93条

指示箇所 5遺跡 6箇所

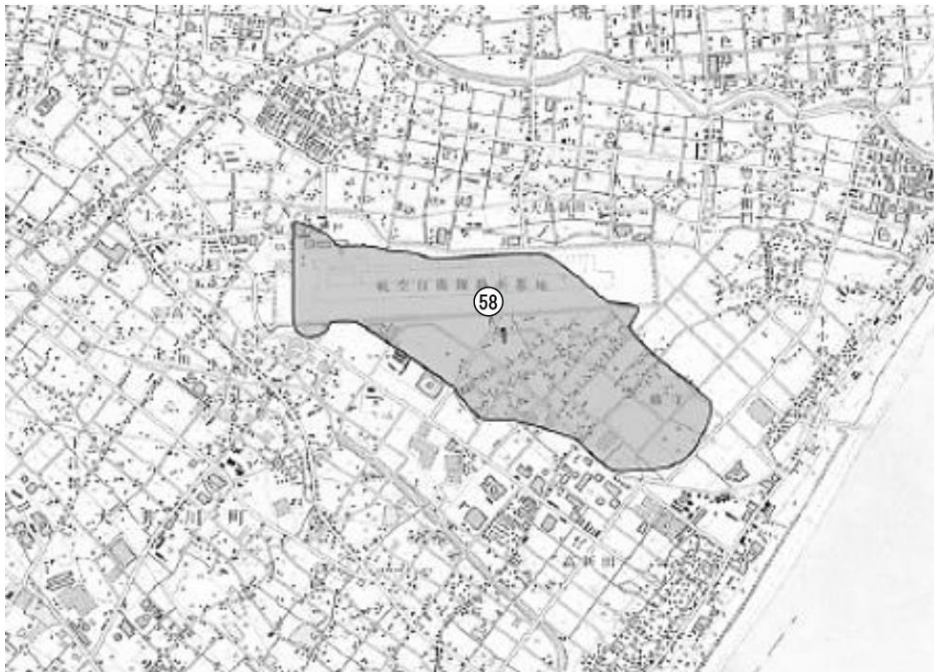
(県遺跡登録番号順)

遺跡名	箇所
中港遺跡	1件
道添遺跡	1件
小深田西遺跡	1件
道場田遺跡	1件
道場田・小川城遺跡	2件

埋蔵文化財包蔵地（焼津地区）



埋蔵文化財包蔵地（大井川地区）



埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	名称	時代	No.	名称	時代
1	狼煙山古墳	古墳(後)	31	谷山古墳群	古墳
2	別所ノ段遺跡	縄文	32	方ノ上遺跡	古墳、中世
3	別所古墳	古墳(後)	33	石脇城跡	室町
4	吉津古墳群	古墳(後)	34	山崎古墳群	古墳
5	向山古墳群	古墳(後)	35	越後島遺跡	奈良
6	兎沢古墳群	古墳(後)	36	中里遺跡	鎌倉
7	沢添古墳	古墳(後)	37	当目砦跡	戦国
8	筏場古墳群	古墳(後)	38	大覚寺遺跡	古墳～近世
9	上屋敷古墳群	古墳(後)	39	落合遺跡	
10	方ノ上城跡	室町	40	牛田遺跡	奈良
11	方ノ上(七谷)経塚	中世	41	中港北遺跡	弥生、古墳
12	方ノ上古墳	古墳(後)	42	中港遺跡	弥生
13	荒芝古墳群	古墳(後)	43	弁天遺跡	縄文
14	下権現古墳	古墳	44	堤添遺跡	古墳、中世
15	笛吹段古墳群	古墳(後)	45	塩津古墳群	古墳(後)
16	上ノ山古墳群	古墳	46	道下遺跡	古墳～室町
17	高崎古墳群	古墳	47	道添遺跡	古墳～室町
18	花沢城跡	戦国	48	蛭田遺跡	奈良
19	保録ヶ谷古墳群	古墳	49	宮之腰遺跡	古墳～室町
19-2	保録ヶ谷遺跡	古墳～中世	50	南屋敷遺跡	古墳～室町
20	奥屋敷古墳群	古墳(後)	51	須賀遺跡	古墳
21	山田屋敷跡	中世	52	赤塚遺跡	古墳
22	宮腰古墳群	古墳(後)	53	小深田西遺跡	古墳
23	奥之谷古墳	古墳	54	小深田遺跡	古墳
24	坂本遺跡	古墳	55	道場田遺跡	弥生～室町
25	東海道古墳群	古墳	56	小川城遺跡	古墳～室町
26	宮ノ久保古墳群	古墳(後)	57	金鋼作遺跡	弥生、古墳
27	箕沢古墳群	古墳	58	藤守遺跡	縄文～近世
28	風尾遺跡	弥生～中世	59	清水遺跡	弥生、奈良
29	宮山古墳	古墳	60	田中城跡	中世・近世
30	谷崎古墳群	古墳			

2 文化財の保護・顕彰事業

(1) 文化財保護審議会の開催

焼津市文化財保護審議会の委員数は9人である。令和4年度は3回の審議会を開催した。

焼津市文化財保護審議会委員名簿

(任期：令和3年10月1日～令和5年9月30日)

	氏名	分野
会長	田中 祥朗	郷土史
副会長	増田 俊彦	動植物
委員	八木 勝行	史跡・考古資料
	揖斐 洸	水産加工
	近藤 道子	郷土史
	新井 真	建造物
	川口 円子	民俗
	外立 ますみ	民俗
	矢澤 和宏	歴史地理・民俗

審議会の開催と内容

開催日	内容
6月9日(木)	【議事】①令和4年度事業計画について ②文化財保存活用地域計画について
11月10日(木)	【議事】①文化財保存活用地域計画について ②指定文化財の現状について 【視察】 指定文化財現地視察
2月9日(木)	【議事】①令和4年度事業報告と令和5年度事業計画について ②令和5年度文化財保存活用地域計画の実施について

(2) 文化財保存活用地域計画の作成

焼津市では、文化財保護法の改正と、これに基づく静岡県の文化財保存活用大綱の策定を受け、令和2年度より「焼津市文化財保存活用地域計画」(以下、「地域計画」という。)の作成を行ってきた。令和4年度には、令和3年度に続いて文化庁文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)を得て地域計画作成のため協議会を開催し、また国・県との協議や、過去の文化財調査の確認などを経て「地域計画」をまとめ、国へ認定申請を行った。

その結果、令和4年12月16日に国の認定を受け、「地域計画」ホームページへ公開するとともに、前記

文化庁補助金により本編と概要版を作成し、関係各所に配布した。

「地域計画」の基本理念は「駿河湾・高草山・大井川に育まれた歴史文化を掲げ 未来へ舵を取るまち YAIZU」とした。今後は、「地域計画」をもとに、市民、行政が総がかりで文化財の保存と活用をはかる事業を展開し、市内の貴重な歴史文化を地域振興、観光振興につなげる計画である。



(3) 指定文化財等の保護及び顕彰

① 指定文化財等

市指定文化財 59件 (令和5年3月31日現在)

区分	件数	内訳	
① 有形文化財	42		
1 建造物	12	2 美術工芸品	
		30	
		絵画	6
		彫刻	5
		工芸品	8
		書跡	2
		古文書	7
		歴史資料	1
考古資料	1		
無形文化財	3		
有形民俗文化財	3		
無形民俗文化財	1		
史跡	7		
天然記念物	3		

その他の文化財

区 分	件数
国指定 重要文化財	2
県指定文化財	5
国選定 重要伝統的建造物群保存地区	1
国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	2
国の登録有形文化財（建造物）	3



② 環境整備事業（文化財清掃）

毎月2回程度、市内の史跡、遺跡等において、除草作業や通路の整備などを行っている。令和4年度については、計27回の文化財清掃を実施した。

実施場所は、兎沢古墳群、笕沢古墳群、笛吹段古墳群、石造り波除け堤防モニュメント、小泉八雲諷詠之碑（浜通り）、史跡「井伊直孝産湯の井」、石脇城跡、花沢城跡などである。石脇城跡、花沢城跡については、地元及び地権者の同意を得て、立木の伐採整備及び見学コースの維持管理を継続している。



③ 環境整備事業（案内看板の修復）

令和4年度は、石積み堤防の案内看板を修復した。

④ 天然記念物（旭伝院のマツ）の消毒

焼津市指定天然記念物である旭伝院のマツ（焼津市保福島に所在）を害虫の被害から守るため、5月10日と5月25日の2回にわたり消毒作業の支援を行った。

旭伝院のマツは、樹齢600年と推定される大木で、樹高が20m以上あるため、中部電力パワーグリッド株式会社藤枝営業所の協力により、高所作業車を使用して作業を行った。

（4）焼津市花沢伝統的建造物群保存地区

焼津市花沢地区では平成26年9月の国重要伝統的建造物群保存地区選定後、平成27年度から本格的な保存対策事業を実施している。令和4年度は2件の環境整備事業を実施した。また、全国の伝建地区では先駆的な試みとなる街道沿いの石垣の総合的な調査を実施し、補強案の検討を行った。

① 環境整備事業

令和4年度は、地区内の伝統的建造物である法華寺本堂並びに日枝神社本殿及び拝殿の管理のため、台風等の自然災害時に倒木の恐れがある斜面の危険木を伐採した。建築物の保存を図られ、また、地区内の歴史的景観の維持にもつながった。

② 石垣測量等調査

地区内の石垣は花沢地区の歴史的景観の重要な要素となっているが、地震等の災害に脆弱であることが指摘されていた。令和4年度は街道沿いの石垣について、現状を把握し補強案の検討を進めるため、主に表面波探査及び地中レーダー探査を行い、より踏み込んだ調査を実施した。調査は国土舘大学に委託し、橋本隆雄教授が主導した。2月26日には最終報告として住民説明会を実施した。



③ 焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会

地区住民と学識経験者からなる焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会を3回、専門部会4回を開催し、現状及び今後の保存対策事業に関する協議を行った。

焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会

開催回数 審議会3回、専門部会4回

開催日	内容
5月22日(日)	第1回審議会 【報告・協議事項】令和3年度の事業報告について、令和4年度事業計画について、令和5年度以降の事業計画について
5月22日(日)	第1回専門部会 【協議事項】令和4年度奥山家附属屋修理事業について(現地協議)
10月17日(月)	第2回専門部会 【協議事項】台風15号における文化財被害について(現地協議)
12月18日(日)	第2回審議会 【報告・協議事項】令和4年度の事業実施状況について、令和5年度以降の保存対策事業について、台風15号による被災状況について(現地視察)
12月18日(日)	第3回専門部会 【協議事項】令和5年度山竹家附属屋修理事業について
2月12日(日)	第3回審議会 【報告・協議事項】令和4年度の事業実施状況について、令和5年度の保存対策事業計画について
3月28日(日)	第4回専門部会 【協議事項】令和5年度山竹家附属屋修理事業について(現地協議)

(5) 花沢地区ビジターセンター管理運営事業

令和3年度より本格的に公開を始めた花沢地区ビジターセンターを活用する事業を推進した。施設の管理は地元花沢地区保存会に委託し、開館及び閉館に係る業務以外にも敷地内清掃などを実施している。

令和4年度は新型コロナウイルスによる臨時休館もなく240日間開館し、12,810名が利用した。また、ビジターセンターを活用した焼津高等学校書道部の学生による書道パフォーマンスや、(一社)焼津市観光協会主催のはんべづくりなど、様々な団体が利用した。



(6) 花沢城活用推進事業

歴史的な地域資源である「花沢城跡」を、観光関連事業をはじめ歴史探訪やハイキングといった交流人口拡大に繋げる資源となるよう、見学環境を整備するなど活用を促進する事業を展開している。

令和3年度は、令和2年度に引き続き、登山道などに誘導看板を設置したほか、焼津高校書道部の協力を得て花沢城の「御城印」を作成・販売し、周知を図った。



(7) 関係団体支援

① 獅子木遣り保存会

静岡県指定無形民俗文化財「焼津神社獅子木遣り」は、焼津神社例大祭中の8月13日に公開される。神輿渡御行列の先導として、青年に担がれた雌雄一対の獅子の運びに合わせ、手に錫杖を持った華やかな手古舞姿の少女たちが「木遣り」を歌いながら行列の道中を清めて歩く民俗行事である。

獅子木遣り保存会は獅子木遣りの維持保存と継承者の育成を目的に昭和53年に設立された。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から規模を縮小し、また台風の影響で10月8日に延期しての開催となった。



② 藤守の田遊び保存会

国指定重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」は、大井八幡宮（藤守）において毎年3月17日に実施される例年祭で、その年の豊穡と平和を祈願して行われる。藤守の田遊び保存会は、田遊びの保存を図るとともに、住民文化の振興に寄与し、明るい市の発展に役立てることを目的に昭和37年より活動している。令和5年3月17日の公開事業は、4年ぶりに一般公開を行い、16番「早乙女」以外の全ての演目を行った。

なお、「藤守の田遊び伝承館」では、毎月第3日曜日の特別公開をはじめ、団体見学などに対応する公開を実施している。

(8) 文化財保護助成事業

① 国指定重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」保存伝承事業への補助金交付

事業者 藤守の田遊び保存会

事業名 重要無形民俗文化財藤守の田遊び保存伝承等事業

事業内容 重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」保存伝承及び公開事業等の実施

(ア) 保存伝承事業（公開事業、保存伝承活動）

(イ) 伝承館公開運営事業（伝承館の運営）

実施期間 令和4年5月1日～令和5年3月31日

総事業費 1,400,506 円

3 指定文化財一覧 (令和5年3月31日現在)

国重要文化財

種類	名 称	所在地	管理者等	指定年月日
絵画	けんぼんぼくがたんさいろようだるまず 絹本墨画淡彩芦葉達磨図	一色	成道寺	平成 7年 6月 15日
民俗	ふじもり たあそ 藤守の田遊び	藤守	藤守の田遊び保存会	昭和 52年 5月 17日

国選定 重要伝統的建造物群保存地区

種類	名 称	所在地	選定年月日
重伝建	やいづしはなざわ 焼津市花沢	花沢、吉津及び野秋の各一部	平成 26年 9月 18日

国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

種類	名 称	所在地	管理者等	選定年月日
民俗	ふじもり たあそ 藤守の田遊び	藤守	藤守の田遊び保存会	昭和 46年 4月 21日
	ししきや 焼津神社の獅子木遣りと神ころがし	焼津2丁目	獅子木遣り保存会	昭和 53年 12月 8日

国の登録有形文化財

種類	名 称	所在地	管理者等	登録年月日
建造物	はらだけじゅうたく 原田家住宅(主屋、文庫蔵、表門 の3棟)	浜当目	個人	平成 30年 3月 27日

県指定文化財

種類	名 称	所在地	管理者等	指定年月日
彫刻	もくぞうしょうかんのりゅうぞう 木造聖観音立像	花沢	法華寺	昭和 33年 4月 15日
工芸	びげんおさふねながよし 太刀 銘「備前長船長義」	焼津5丁目	個人	昭和 31年 10月 17日
	びしゅうおさふねじゅうなりいえ 太刀 銘「備州長船住成家」	焼津5丁目	個人	昭和 33年 4月 15日
	かげつぐ 太刀 銘「景次」	焼津5丁目	個人	昭和 38年 12月 27日
民俗	ししきや 焼津神社獅子木遣り	焼津2丁目	獅子木遣り保存会	昭和 53年 3月 24日

市指定文化財

種類	名 称	所在地	管理者等	指定年月日
建造物	ほっけじ におうもん 法華寺の仁王門	花沢	法華寺	昭和 42年 12月 4日
	りんそういん きょうぞう 林叟院の経蔵	坂本	林叟院	昭和 42年 12月 4日
	かいぞうじ ほんぞんずし 海蔵寺の本尊厨子	東小川6丁目	海蔵寺	昭和 46年 10月 1日
	りんそういん しょうろう 林叟院の鐘楼	坂本	林叟院	昭和 47年 5月 17日
	おおいじんじやほんでん 大井神社本殿	保福島	大井神社	昭和 51年 6月 2日
	えいほうじ さんもん 永豊寺の山門	西小川3丁目	永豊寺	昭和 60年 2月 21日
	こうしゅうじ いしとうろう 香集寺の石燈籠	浜当目	香集寺(弘徳院)	昭和 61年 9月 30日

種類	名 称	所在地	管理者等	指定年月日
建造物	なへじんじゃ じょうやとう 那閉神社の常夜燈	浜当目3丁目	那閉神社	昭和61年9月30日
	りんそういん ほうきょういんとう 林叟院の宝篋印塔	坂本	林叟院	昭和61年9月30日
	じょうどうじ ほうきょういんとう 成道寺の宝篋印塔	一色	成道寺	昭和61年9月30日
	わかみやはちまんぐう いしばし 若宮八幡宮の石橋	中里	若宮八幡宮	平成17年10月20日
	かいぞうじほんどう 海蔵寺本堂	東小川6丁目	海蔵寺	平成27年11月4日
絵画	こうとくいん えま 弘徳院の絵馬	浜当目3丁目	弘徳院(歴史民俗資料館)	昭和47年5月17日
	こうしゅうじ えま 香集寺の絵馬	浜当目3丁目	弘徳院(歴史民俗資料館)	昭和47年5月17日
	ちょうとくじごうてんじょう え 長徳寺格天井の絵	飯淵	長徳寺	昭和49年10月30日
	にほんぜんしやうせんまんねんの ず 日本全勝千万年の図	下小杉	則心寺	昭和49年10月30日
	かいぞうじ えま 海蔵寺の絵馬	東小川6丁目	海蔵寺	平成9年9月30日
	いっぺんしやうにんえんぎえ だんかん 「一遍上人縁起絵」断簡	東小川6丁目	海蔵寺	平成17年10月20日
彫刻	だいにちどう きっしょうてんぞう 大日堂の吉祥天像	石脇下	大日堂(歴史民俗資料館)	昭和42年12月4日
	だいにちどう ふどうみょうおうぞう 大日堂の不動明王像	石脇下	大日堂(歴史民俗資料館)	昭和42年12月4日
	ほうしゃくじ じぞうぼさつぞう 宝積寺の地藏菩薩像	石脇下	宝積寺	昭和47年11月28日
	せいがんじ こうぼうだいしぞう 勢岩寺の弘法大師像	石脇下	勢岩寺(歴史民俗資料館)	昭和48年6月23日
	ふどうみょうおうりゅうぞう 不動明王立像	飯淵	長徳寺	昭和62年2月12日
工芸品	いいのやじんじゃ ろくれいきやう 猪之谷神社の六鈴鏡	関方	猪之谷神社(歴史民俗資料館)	昭和41年9月21日
	じょうどうじ ひやくまんとう 成道寺の百萬塔	一色	成道寺	昭和41年9月21日
	こうしんじ きりん しょう 光心寺の麒麟の筭	東小川1丁目	光心寺(歴史民俗資料館)	昭和42年5月9日
	かいぞうじ ずし 海蔵寺の厨子 つけたり ずし ないのうにゅうひん 附 厨子内納入品 うちずし 一、内厨子 まも ほんぞん 一、守り本尊	東小川6丁目	海蔵寺	昭和44年12月17日
	わにぐち 鱧口	利右衛門	利右衛門自治会	昭和49年10月30日
	ていぜんいん わにぐち 貞善院の鱧口	焼津6丁目	貞善院	昭和53年1月21日
	ふもんじ はんしょう 普門寺の半鐘	焼津6丁目	普門寺	昭和53年1月21日
	おおみやり めいながよしさく 大身槍 銘長吉作	東小川5丁目	熊野神社(歴史民俗資料館)	平成27年7月24日
	へんがく じょうふざん 扁額「静富山」	下小杉	則心寺	昭和49年10月30日
書跡	わかみやはちまんぐうむなふだ 若宮八幡宮棟札	中里	若宮八幡宮(歴史民俗資料館)	昭和53年9月1日
	かけがわじょうしゅやまうちかずとよ はんもつ 掛川城主山内一豊の判物	中島	盤石寺	昭和49年10月30日
古文書	いまがわよしもとはんもつ 今川義元判物	利右衛門	利右衛門自治会	平成15年4月4日

種類	名称	所在地	管理者等	指定年月日
古文書	さかもとさだつぐ こまいかつもりれんしよじょう 坂本貞次・駒井勝盛連署状	石脇下	個人	平成 19 年 10 月 26 日
	とくがわいえやすしゆいんじょう 徳川家康朱印状	浜当目 1 丁目	個人(歴史民俗資料館)	平成 19 年 10 月 26 日
	いまがわうじざねしゆいんじょう 今川氏真朱印状	焼津 2 丁目	焼津神社	平成 19 年 10 月 26 日
	りょうかたもうしあわせじょうほうのこと 獵方申合定法之事	北浜通	個人	平成 27 年 11 月 4 日
	りょうかたきていとりきめのこと 漁方規定取極之事	大村 2 丁目	個人(歴史民俗資料館)	平成 27 年 11 月 4 日
歴史資料	かいぞうじ みとちょう 海蔵寺の御戸帳	東小川 6 丁目	海蔵寺	平成 3 年 2 月 27 日
考古資料	こふかだがたせきせいた かざ 小深田型石製垂れ飾り	三ケ名	焼津市教育委員会	平成 18 年 12 月 26 日
無形文化財	やいづかつおぶしせいぞうぎじゆつ 焼津鯉節製造技術	上小杉	焼津鯉節伝統技術研鑽会	平成 17 年 3 月 10 日
	きゅうどうぐせいさくぎじゆつ 弓道具製作技術	東小川 6 丁目	個人(矢製作)	平成 18 年 12 月 26 日
		東小川 5 丁目	個人(弓懸製作)	
		惣右衛門	個人(巻藁製作)	
	やいづがせいさくぎじゆつ 焼津笠製作技術	焼津 6 丁目	個人(骨組み)	平成 19 年 10 月 26 日
焼津 2 丁目		個人(スゲ縫い上げ)	平成 26 年 9 月 11 日	
有形民俗文化財	ろくじゅうろくぶかいこく 横山九郎右衛門の六十六部廻国 かんけいしりょう 関係資料	下小杉	個人	平成 31 年 4 月 19 日
	ろくじゅうろくぶかいこくかんけい 谷澤兵三郎の六十六部廻国関係 しりょう 資料	下小杉	個人	平成 31 年 4 月 19 日
	ろくじゅうろくぶかいこく 法月三郎兵衛の六十六部廻国 かんけいしりょう 関係資料	三ケ名	焼津市教育委員会	平成 31 年 4 月 19 日
無形民俗文化財	やま かみまつり 山の神祭	関方地区	山の神祭保存会	昭和 41 年 9 月 21 日
史跡	きゅうさがらかいどうあと 旧相良街道跡	上新田	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	えんえいぼうあと 円永坊跡	利右衛門	利右衛門自治会	昭和 49 年 10 月 30 日
	ふくしょうざんだいまんじあと 福翁山大満寺跡	下江留	下江留自治会	昭和 49 年 10 月 30 日
	ひやくかま ちだあと 百ヶ間地田跡	上新田	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	しずはまむらほかに かぞんくみあいつしずはま 静浜村外二ヶ村組合立静浜 こうとうしょうがっこうあと 高等小学校跡	宗高	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	とくがわいえやすこうしょうぎす あと 徳川家康公床机据え跡	宗高	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	い いなおかうぶゆ い 井伊直孝産湯の井	中里	焼津市	平成 25 年 9 月 6 日
天然記念物	いいのやじんじゃ 猪之谷神社のナギノキ	関方	猪之谷神社	昭和 44 年 12 月 17 日
	がりゅう 臥竜のマツ	保福島	個人	昭和 47 年 5 月 17 日
	ぎょくでんいん 旭伝院のマツ	保福島	旭伝院	昭和 47 年 5 月 17 日

5 利用者統計資料

1 令和4年度利用者状況

(1) 令和4(2022)年度 利用者内訳

(単位=人)

利用者内訳	常設展示室	館外展示	講座・講演会	体験学習他
利用者	11,852	307	275	4,291

(2) 令和4(2022)年度 常設展示室入館者数

(単位=人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
開館日数	26	26	26	23	26	25	26	21	24	24	24	23	294	
小人	289	559	332	350	475	153	192	132	305	247	267	279	3580	
大人	723	999	687	886	856	512	711	490	577	655	572	604	8272	
計	1012	1558	1019	1236	1331	665	903	622	882	902	839	883	11,852	
日平均	小人	11	22	13	15	18	6	7	6	13	10	11	12	12
	大人	28	38	26	39	33	20	27	23	24	27	24	26	28
	計	39	60	39	54	51	27	35	30	37	38	35	38	40

(2) 令和4(2022)年度 常設展示室入場者曜日別統計

(単位=人)

	月曜日				火曜日				水曜日				木曜日			
	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計
4月	0	0	0	0	4	20	73	93	4	17	91	108	4	14	69	83
5月	0	0	0	0	5	51	173	224	4	61	143	204	4	91	143	234
6月	0	0	0	0	4	184	51	235	5	18	92	110	5	3	91	94
7月	1	13	54	67	2	14	43	57	3	44	76	120	3	23	79	102
8月	0	0	0	0	5	97	156	253	5	86	101	187	4	70	162	232
9月	1	23	55	78	3	30	46	76	4	3	68	71	5	14	62	76
10月	1	13	23	36	3	1	92	93	4	7	69	76	4	22	53	75
11月	0	0	0	0	4	4	58	62	4	26	63	89	3	0	122	122
12月	0	0	0	0	4	39	59	98	4	42	139	181	4	27	43	70
1月	1	15	35	50	3	2	39	41	4	30	64	94	4	19	108	127
2月	0	0	0	0	4	4	39	43	4	23	74	97	4	27	62	89
3月	0	0	0	0	3	32	57	89	4	40	73	113	4	58	98	156
計	4	64	167	231	44	478	886	1,364	49	397	1,053	1,450	48	368	1,092	1,460
日平均		16	42	58		11	20	31		8	21	30		8	23	30

	金曜日				土曜日				日曜日			
	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計
4月	5	66	122	188	5	114	222	336	4	58	146	204
5月	4	3	49	52	4	64	153	217	5	289	338	627
6月	4	11	45	56	4	42	215	257	4	74	193	267
7月	4	46	104	150	5	99	209	308	5	111	321	432
8月	4	48	96	144	4	96	143	239	4	78	198	276
9月	5	16	95	111	3	32	91	123	4	35	95	130
10月	4	13	94	107	5	59	159	218	5	77	221	298
11月	3	64	50	114	3	25	108	133	4	13	89	102
12月	4	63	54	117	4	76	104	180	4	58	178	236
1月	4	14	31	45	4	85	122	207	4	82	256	338
2月	4	13	38	51	4	105	156	261	4	95	203	298
3月	4	29	74	103	4	72	182	254	4	48	120	168
計	49	386	852	1,238	49	869	1,864	2,733	51	1018	2,358	3,376
日平均		8	17	25		18	38	56		20	46	66

2 履 歴

(1) 年度別利用者統計

(単位：人)

年度	利用者総数	利 用 内 訳		
		常設展示室	展覧会等	講演会・体験学習等
昭和 60 年 (1985)	38,139	35,253	1,899	987
昭和 61 年 (1986)	35,450	27,111	6,823	1,516
昭和 62 年 (1987)	31,139	26,988	2,982	1,169
昭和 63 年 (1988)	23,888	19,045	3,977	866
平成元年 (1989)	28,176	20,139	7,414	623
平成 2 年 (1990)	24,848	19,781	4,147	920
平成 3 年 (1991)	22,350	17,462	4,081	807
平成 4 年 (1992)	21,286	16,955	3,554	777
平成 5 年 (1993)	28,484	20,251	6,652	1,581
平成 6 年 (1994)	34,706	18,378	15,064	1,264
平成 7 年 (1995)	36,432	19,609	15,917	906
平成 8 年 (1996)	23,277	15,891	6,654	732
平成 9 年 (1997)	22,057	15,160	6,118	779
平成 10 年 (1998)	25,919	14,194	10,600	1,125
平成 11 年 (1999)	19,688	13,667	5,080	941
平成 12 年 (2000)	15,858	11,302	3,748	808
平成 13 年 (2001)	17,226	12,932	3,689	605
平成 14 年 (2002)	17,833	13,242	2,316	2,275
平成 15 年 (2003)	21,642	13,596	2,282	5,764
平成 16 年 (2004)	19,320	11,457	3,915	3,948
平成 17 年 (2005)	28,953	11,065	13,085	4,803
平成 18 年 (2006)	18,024	10,395	2,218	5,411
平成 19 年 (2007)	16,983	11,479	1,227	4,277
平成 20 年 (2008)	17,238	13,346	433	3,459
平成 21 年 (2009)	17,419	12,451	920	4,048
平成 22 年 (2010)	28,951	15,406	10,529	3,016
平成 23 年 (2011)	16,222	12,650	536	3,036
平成 24 年 (2012)	18,482	14,469	1,506	2,507
平成 25 年 (2013)	17,215	14,171	199	2,845
平成 26 年 (2014)	15,464	12,550	208	2,706
平成 27 年 (2015)	17,817	15,103	102	2,612

年度	利用者総数	利 用 内 訳		
		常設展示室	展覧会等	講演会・体験学習等
平成 28 年 (2016)	16,992	14,469	214	2,309
平成 29 年 (2017)	16,922	14,371	160	2,391
平成 30 年 (2018)	17,243	15,123	171	1,949
令和元年 (2019)	17,914	15,586	192	2,136
令和 2 年 (2020)	10,262	8,844	124	1,294
令和 3 年 (2021)	13,851	12,160	61	1,630
令和 4 年 (2022)	16,725	11,852	307	4,566
計	830,493	597,903	149,104	83,388

※1 平成 18 年度までは特別展・企画展等は概ね常設展示室以外の会場で開催している。平成 18 年度途中から歴史民俗資料館主催の企画展は主に常設展示室内で開催している。

※2 「常設展示室」の利用者数には常設展示室内で開催した企画展等の入場者数を含む。

※3 「展覧会等」の利用者数は常設展示室以外の会場で開催した展覧会等の入場者数である。特別展・企画展、館外展示、大井川民俗資料保管庫一般公開等のほか、焼津市文化財愛護倶楽部（旧焼津市文化財保存協会。平成 25 年度を以て解散。）と共同開催の郷土資料展（平成 24 年度の開催が最終）の入場者数を含む。

(2) 講演会・体験学習等利用内訳

(単位：人)

年度	講演会		公開講座等		体験学習						出張講座・講師派遣		映画会		計	
	回	人数	回	人数	体験教室等		史跡巡り等		クイズラリー		回	人数	回	人数	回	人数
					回	人数	回	人数	回	人数						
1985年(昭和60年)	1	120	26	567			3	300							30	987
1986年(昭和61年)	2	180	52	669			3	667							57	1,516
1987年(昭和62年)	3	340	36	670	1	50	5	109							45	1,169
1988年(昭和63年)	4	365	22	471	1	30									27	866
1989年(平成元年)	2	175	10	216	5	182						1	50	18	623	
1990年(平成2年)	2	185	6	150	5	59	4	49				3	477	20	920	
1991年(平成3年)	3	205	8	182	9	120	1	35				5	265	26	807	
1992年(平成4年)	3	150	7	266	10	132	1	52				5	177	26	777	
1993年(平成5年)	2	196	10	420	8	150	2	37				14	778	36	1,581	
1994年(平成6年)	2	156	8	326	8	152	1	38				8	592	27	1,264	
1995年(平成7年)	3	287	7	264	4	83						4	272	18	906	
1996年(平成8年)	2	176	8	387	11	127	1	42						22	732	
1997年(平成9年)	2	200	7	400	7	143	1	36						17	779	
1998年(平成10年)	2	240	8	456	19	392	1	37						30	1,125	
1999年(平成11年)	2	240	6	432	6	259	1	10						15	941	
2000年(平成12年)	4	341	4	211	10	256								18	808	
2001年(平成13年)	2	217	5	259	11	112	1	17						19	605	
2002年(平成14年)	2	189	5	246	8	118	1	31	4	1,691				20	2,275	
2003年(平成15年)	3	295	1	96	10	345	6	116	6	4,912				26	5,764	
2004年(平成16年)	2	217	2	136	9	368	5	94	6	2,766		1	367	25	3,948	
2005年(平成17年)	4	381	2	97	8	398	5	152	7	2,689		6	1,086	32	4,803	
2006年(平成18年)	2	189	3	214	15	462	5	187	6	3,714		3	645	34	5,411	
2007年(平成19年)	3	319	2	166	14	481	3	86	4	2,792		3	433	29	4,277	
2008年(平成20年)	2	185	4	329	13	383	2	28	5	2,534				26	3,459	
2009年(平成21年)	4	337	1	60	13	431	2	42	3	2,562		3	616	26	4,048	
2010年(平成22年)	3	304	3	249	13	505			3	1,958				22	3,016	
2011年(平成23年)	3	226	2	136	11	520	3	68	1	1,937	4	149		24	3,036	
2012年(平成24年)	4	340			7	196	5	92	1	1,563	4	316		21	2,507	
2013年(平成25年)	2	190	1	60	6	168	2	37	1	2,214	6	176		18	2,845	
2014年(平成26年)	3	295	4	244	6	159	7	248	1	1,506	5	254		26	2,706	
2015年(平成27年)	2	189	4	321	8	316	6	110	1	1,385	7	291		28	2,612	
2016年(平成28年)	2	513	3	211	7	231	4	72	1	968	8	314		25	2,309	
2017年(平成29年)	2	189	1	97	7	225	5	104	1	1,266	13	510		29	2,391	
2018年(平成30年)	1	71	4	307	7	261	4	63	1	948	9	299		26	1,949	
2019年(令和元年)	1	82	3	193	8	1,026	3	44	1	583	6	208		22	2,136	
2020年(令和2年)	1	134	2	83	5	130	3	41	1	796	4	110		16	1,294	
2021年(令和3年)			3	136	2	63	4	63	1	1,630	9	460		19	2,352	
2022年(令和4年)			21	275	12	1,348	8	154	1	2,225	9	564		51	4,566	
計	87	8418	301	10002	304	10381	108	3261	56	42639	84	3651	56	5758	996	84,110

※ クイズラリーは、平成23年度より通年開催。※「体験教室等」には、令和元年度からールデンウィーク特別イベントを含む。※「公開講座等」に令和3年度より古文書講座を含む※令和4年度より「伝統文化子ども教室」の参加者は保護者も含む。

(3) 特別展・企画展開催履歴

① 特別展開催履歴

(単位：人)

年度	名 称	期 間	入場者数
昭和 60 年	開館記念特別展 古代静岡考古遺宝展	昭和 61 年 3 月 2 日 ～ 3 月 30 日	1,294
昭和 61 年	開館 1 周年記念特別展 小泉八雲展	昭和 61 年 7 月 22 日 ～ 8 月 31 日	3,232
昭和 62 年	第 3 回特別展 大昔の漁	昭和 62 年 11 月 19 日 ～ 12 月 13 日	1,528
昭和 63 年	第 4 回特別展 日本農耕文化の黎明	昭和 63 年 8 月 30 日 ～ 10 月 10 日	2,253
平成 元年	第 5 回特別展 郷土の算学者 古谷道生	平成 元年 7 月 22 日 ～ 8 月 22 日	3,781
平成 2 年	第 6 回特別展 小泉八雲展	平成 2 年 9 月 24 日 ～ 10 月 3 日	1,624
平成 3 年	第 7 回特別展 維新前夜－益頭駿次郎と村松文三－	平成 3 年 7 月 20 日 ～ 8 月 28 日	1,399
平成 4 年	第 8 回特別展 漁業のあゆみ	平成 4 年 7 月 17 日 ～ 8 月 27 日	1,582
平成 5 年	第 9 回特別展 以心伝心－通信発達史－	平成 5 年 8 月 13 日 ～ 9 月 5 日	831
平成 6 年	第 10 回特別展 第五福龍丸－それは平和への願い－	平成 6 年 8 月 19 日 ～ 9 月 16 日	2,320
平成 7 年	第 11 回特別展 開館 10 周年、戦後 50 年平和祈念事業 －戦後 50 年の歩み－	平成 7 年 8 月 11 日 ～ 9 月 3 日	4,017
平成 8 年	第 12 回特別展 玉と鏡	平成 8 年 8 月 3 日 ～ 9 月 1 日	2,826
平成 9 年	小泉八雲来焼百周年記念特別展 八雲とやいづ	平成 9 年 8 月 1 日 ～ 8 月 15 日	1,774
平成 16 年	被災 50 年特別展 第五福龍丸－平和の願い－	平成 16 年 6 月 30 日 ～ 8 月 2 日	2,727
平成 17 年	開館 20 周年記念特別展 世界のカブトムシとクワガタムシ	平成 17 年 7 月 16 日 ～ 8 月 7 日	11,515
計			42,703

② 企画展等開催履歴（年度は開始年度を表しています）

(単位：人)

年度	名 称	期 間	入場者数
平成 元年	第 1 回企画展 世界のおもちゃの船	平成 2 年 3 月 8 日 ～ 3 月 29 日	2,627
平成 3 年	第 2 回企画展 1970～79 OLDIES	平成 4 年 3 月 21 日 ～ 4 月 5 日	413
平成 5 年	第 3 回企画展 チョウとクワガタ	平成 5 年 7 月 21 日 ～ 8 月 8 日	4,193
	第 4 回企画展 弥生の木工技術－清水遺跡出土品展－	平成 6 年 3 月 18 日 ～ 4 月 9 日	1,051
平成 6 年	第 5 回企画展 昆虫展－カブトムシのなかまたち－	平成 6 年 4 月 23 日 ～ 5 月 8 日	3,136
	第 6 回企画展 昆虫展 －かわった形のムシたちとセミ・トンボのなかま－	平成 6 年 7 月 22 日 ～ 8 月 14 日	8,108
平成 7 年	第 7 回企画展 開館 10 周年 郷土の至宝 －ふるさと焼津の文化財－	平成 7 年 7 月 16 日 ～ 7 月 30 日	1,876
	第 8 回企画展 開館 10 周年 志太の自然展－なかよくしよう志太の自然 －	平成 7 年 8 月 3 日 ～ 8 月 6 日	8,019
平成 8 年	第 9 回企画展 懐かしの映画娯楽 －焼津の映画館の思い出－	平成 8 年 7 月 13 日 ～ 7 月 28 日	2,420
平成 9 年	第 10 回企画展 焼津の昔ばなし －語り伝えられたやいづの十六のおはなし－	平成 9 年 7 月 11 日 ～ 7 月 26 日	1,273
	春休み企画展 松本零士展(共催)	平成 10 年 3 月 19 日 ～ 3 月 22 日	1,814
平成 10 年	第 11 回企画展 くるまのおもちゃ	平成 10 年 7 月 25 日 ～ 8 月 16 日	4,400
	第 12 回企画展 たのしい鉄道展(共催)	平成 11 年 3 月 20 日 ～ 3 月 28 日	5,336
平成 11 年	第 13 回企画展 くらしを彩る魚たち	平成 11 年 7 月 23 日 ～ 8 月 18 日	2,742
	ルポ まぐろを追う 写真展(共催)	平成 12 年 3 月 18 日 ～ 3 月 26 日	1,506
平成 12 年	勢山社仏像彫刻展(後援)	平成 12 年 6 月 2 日 ～ 6 月 3 日	1,500
	第 14 回企画展 東益津の文化遺産－指定文化財と館蔵品－	平成 12 年 7 月 20 日 ～ 8 月 6 日	1,139
	第 15 回企画展 東海道相撲の旅(共催)	平成 13 年 3 月 17 日 ～ 3 月 25 日	731

平成13年	第16回企画展 絵で見る漁業のあゆみ －焼津漁業変遷絵図展－	平成13年7月20日	～8月19日	2,005
平成14年	第17回企画展 小川地区の文化遺産 －小川城遺跡出土品展－	平成14年7月20日	～8月18日	1,205
平成15年	第18回企画展 収蔵資料展 －六鵬・道外・雲亭・春水・惟安－	平成15年7月19日	～8月10日	1,166
	新春特別公開 香集寺(弘徳院)の絵馬と若宮八幡宮の棟札	平成16年2月7日	～2月15日	466
平成16年	秋季一般公開 勢岩寺弘法大師像	平成16年10月15日	～11月28日	1,426
	春季一般公開 焼津市指定文化財寄託資料展 (香集寺・弘徳院の絵馬、若宮八幡宮棟札、勢岩寺弘法大師像)	平成17年3月12日	～3月21日	426
平成17年	漁業変遷絵図展	平成17年8月12日	～8月28日	554
	春季一般公開 焼津市指定文化財寄託資料展 (香集寺絵馬、弘徳院絵馬、若宮八幡宮棟札、勢岩寺弘法大師像)	平成18年3月11日	～3月26日	361
平成18年	第19回企画展 思い出の洋画ポスター	平成18年7月22日	～8月13日	1,624
	企画展 浜通りと昭和通り(大正町)の今昔	平成19年2月27日	～5月25日	2,967
平成19年	企画展 郷土の文化財	平成19年6月5日	～8月5日	2,353
	企画展 郷土の算学者 古谷道生	平成19年8月10日	～11月11日	4,072
	企画展 持塚彌吉－築港にささげたその生涯－	平成19年11月16日	～5月25日	5,223
平成20年	企画展 絵図で見る漁のあゆみ－1 明治・大正編－	平成20年5月30日	～8月24日	3,731
	企画展 絵図で見る漁のあゆみ－2 昭和前期編－	平成20年8月29日	～11月24日	4,121
	企画展 絵図で見る漁のあゆみ－3 昭和後期編－	平成20年11月28日	～2月22日	2,562
	企画展 絵図で見る漁のあゆみ－総集編－	平成21年2月27日	～2月21日	12,310
平成21年	企画展 焼津市指定文化財展 1 寄託資料	平成22年2月26日	～4月18日	1,947
平成22年	企画展 焼津市指定文化財展 2 大井川地区を中心に	平成22年4月23日	～6月13日	1,923
	企画展 国の重要無形民俗文化財 「藤守の田遊び」写真展	平成22年6月18日	～7月25日	1,587
	企画展 なつかしの学校展	平成22年7月30日	～10月17日	6,331
	企画展 収蔵資料展 焼津ゆかりの書画家 －六鵬・道外・雲亭・春水・惟安－	平成22年10月22日	～2月13日	3,309
	企画展 焼津の漁業－伝統と技を探る－	平成23年2月23日	～7月10日	4,898
平成23年	企画展 やいづの昔ばなし 第1部～動物・怪談・災害のお話～	平成23年7月15日	～10月10日	4,450
	企画展 やいづの昔ばなし 第2部～信仰・仏像・鉄道のお話～	平成23年10月15日	～2月5日	3,183
	企画展 収蔵資料展－資料が語る焼津の歴史－	平成24年2月10日	～5月20日	3,636
平成24年	企画展 収蔵資料展－資料が語る焼津の歴史Ⅱ－	平成24年5月25日	～9月30日	5,306
	企画展 焼津の鯉節～その歴史と技術～	平成24年10月5日	～1月20日	4,127
	企画展 祭りで見ると焼津の四季～収蔵資料を中心に～	平成25年1月25日	～5月19日	5,206
平成25年	企画展 戦時下の人々の暮らし～焼津と戦争～	平成25年5月31日	～9月29日	6,083
	企画展 史跡「井伊直孝産湯の井」 市指定記念焼津の文化財	平成25年10月4日	～1月19日	3,732
	企画展 焼津と消防のあゆみ～火消組・消防組・消防団～	平成26年1月24日	～5月25日	4,111
平成26年	被災60年企画展 第五福竜丸－2014年、平和への願い－ 重要伝統的建造物群保存地区選定記念企画展 花沢今昔ものがたり －現代(いま)に息づく歴史の町並－	平成26年5月30日	～9月28日	4,805
	企画展 新収蔵資料展－弓道具・絵図の世界を中心に－	平成27年1月23日	～5月24日	3,871
	企画展 焼津を駆けた家康公	平成27年6月5日	～9月27日	7,216
平成27年	企画展 小川城－遺物からよみとく当時の暮らし－	平成27年10月2日	～1月24日	4,186

平成27年	企画展 郷土（ふるさと）の文化財 —寄託資料を中心に—	平成28年 1月29日 ～ 5月29日	3,678
平成28年	企画展 きてみて焼津の浜通り —歴史と文化にふれてみよう！—	平成28年 6月 3日 ～ 9月25日	5,548
	企画展 よみがえる軽便鉄道～駿遠線の軌跡をたどる～	平成28年 9月30日 ～ 1月29日	4,863
	企画展 平成29年収蔵資料展 「木喰仏と焼津ゆかりの書画家」 特別展示「井伊家と焼津の深いつながり」	平成29年 2月 3日 ～ 5月21日	4,094
平成29年	企画展 高草山周辺の文化遺産	平成29年 6月 2日 ～10月 1日	6,177
	企画展 焼津のお城拝見！ 特別展示「井伊家と焼津の深いつながり」 同時開催	平成29年10月 6日 ～ 1月28日	4,232
	企画展 焼津市指定文化財展「寺社の宝物と祭り」	平成30年 2月 2日 ～ 5月27日	4,327
平成30年	企画展 明治焼津の幕明け —激動の時代を生きた人々—	平成30年 6月 1日 ～ 9月30日	5,120
	焼津市・大井川町合併10周年記念企画展 大井川地区の文化遺産 —大井川最下流域に生まれた歴史と文化—	平成30年10月 5日 ～ 1月27日	3,709
	企画展 なつかしの焼津 昭和×暮らし×道具	平成31年 2月 1日 ～ 5月19日	7,545
令和元年	漁業コーナーリニューアル記念企画展 焼津と海 挑戦の歴史	令和元年 5月31日 ～ 9月29日	5,898
	企画展 巡礼の旅 ～廻国の行者と信仰～	令和元年10月 4日 ～ 1月26日	4,332
	企画展 法華寺展・本堂修理記念 「古道に咲く花 受け継がれる祈り」	令和2年 1月31日 ～ 10月4日	5,344
令和2年	企画展 寺社からたどる戦国の焼津	令和2年10月10日 ～ 1月31日	4,215
	企画展 きになる道具たち	令和3年 2月 6日 ～ 5月23日	3,485
令和3年	企画展 市制70周年記念 「ヤイズ シネマパラダイス ◆映画ポスターとまちの記憶」	令和3年5月29日 ～ 1月30日	8,403
	企画展 祈りのかたち	令和4年2月5日 ～ 7月3日	5,456
令和4年	文化財保存活用地域計画関連企画展 DISCOVER- 焼津、発見- 第1弾 海の軸 「海とともに生きる人々」	令和4年7月10日 ～ 10月30日	4,021
	文化財保存活用地域計画関連企画展 DISCOVER- 焼津、発見- 第2弾 山の軸 「神が拠る空間、人々が交わる路」	令和4年11月6日 ～ 3月5日	3,360
	文化財保存活用地域計画関連企画展 DISCOVER- 焼津、発見- 第3弾 川の軸 「暴れ川が生んだ豊穡の地」	令和5年3月11日 ～ 3月31日 (最終日令和5年7月2日)	768
			276,083

6 資料館の資料の動向

(1) 資料の貸出し

No.	貸出先	貸出資料名	貸出期間
1	ターントクルこども館	木造和船模型1点、舷窓1点、エンジンテレグラフ1点、漁場図1点、八丁櫓模型2点、木製樽浮き2点、漁網(かご入り)1点、佐藤道外「明治大正焼津街並み往来絵図」(部分データ提供)、ビン玉12点	4月1日～3月31日
2	焼津小泉八雲記念館	明治期の家族制度に関する資料2点	4月16日～8月3日
3	軽便鉄道研究会	軽便駿遠線資料12点	7月21日～8月10日
4	焼津市立豊田小学校4年部	旧焼津港魚市場模型	11月16日～12月8日
5	相川歴史継承会	農具4点	11月25日～11月30日

(2) 資料の提供

No.	提供先	提供資料名	提供日
1	株式会社静岡編集舎	花沢の里写真5点	5月6日
2	中日新聞静岡総局	第五福竜丸関係写真2点	6月3日
3	焼市 YAI-CHI	古写真(『懐かしの焼津』より)36点	6月11日～
4	志太地区小中学校事務職員会	花沢城跡写真1点	8月2日～令和5年3月31日
5	焼津市地域包括ケア推進課	古写真10点	7月1日
6	小泉八雲顕彰会	古写真(『懐かしの焼津』より)10点	8月19日
7	焼津市シティセールス課	焼津図書館古写真2点	9月8日
8	焼津市焼津図書館	焼津図書館古写真2点	9月15日
9	特定非営利法人チューニング・フォー・ザ・フューチャー	第五福竜丸関係写真4点	10月1日～
10	株式会社アド・グリーン	井伊直孝産湯の井写真2点	10月21日～12月31日
11	個人	花沢区有文書(複写)2点	11月6日
12	焼津市立豊田小学校4年部	持塚彌吉関連資料写真7点	11月25日
13	FPK ナカタク株式会社	焼津港周辺古写真8点	11月26日
14	個人	第五福竜丸関係写1点	12月22日
15	特定非営利法人チューニング・フォー・ザ・フューチャー	第五福竜丸関係写4点	令和5年1月上旬～

16	山一園製茶株式会社	徳川家康公床几据え跡写真 1 点	1 月 23 日～
17	個人	力石調査写真 1 点	1 月 29 日
18	焼津市大富公民館	上小田村関係文書（複写） 1 点	2 月 25 日～
19	特定非営利法人チューニング・フォー・ザ・フューチャー	第五福竜丸関係写 1 点	3 月上旬から

(3) 資料の閲覧

No.	閲覧者	閲覧資料名	閲覧日
1	個人	山田政司家文書（複写） 17 点	12 月 2 日
2	個人	船霊様復元模型	12 月 22 日
3	個人	策牛村関係文書 27 点	令和 5 年 1 月 6 日
4	個人	坂本区有文書（複写） 1 点、山田政司家文書（複写） 1 点、原田昇左右家文書（複写） 2 点	1 月 13 日
5	個人	軽便鉄道駿遠線路線公図 1 点	3 月 4 日
6	株式会社幻冬舎	当目砦跡写真 1 点	3 月 23 日
7	清水銀行焼津支店	古写真 22 点	3 月 24 日

(4) 常設展示室の借用資料

No.	借用先	借用資料名	借用期間
1	福岡市埋蔵文化財センター	藤崎遺跡出土 58 号甕棺	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

(5) 企画展の借用資料

No.	借用先（敬称略）	借用資料名	企画展名/企画展開催期間
1	個人	模擬原爆破片	文化財保存活用地域計画関連企画展「DISCOVER 焼津、発見」第 1 期 海の軸「海とともに生きるまち」/令和 4 年 7 月 9 日（土）～10 月 30 日（日）
2	那閉神社	カツオ船奉納絵馬/大正期	文化財保存活用地域計画関連企画展「DISCOVER 焼津、発見」第 1 期 海の軸「海とともに生きるまち」/令和 4 年 7 月 9 日（土）～10 月 30 日（日）

3	個人	魚河岸シャツ	文化財保存活用地域計画関連企画展「DISCOVER 焼津、発見」第1期 海の軸「海とともに生きるまち」/令和4年7月9日(土)～10月30日(日)
4	個人(当館寄託)	「波除堤絵図」/天保12年(1841)	文化財保存活用地域計画関連企画展「DISCOVER 焼津、発見」第1期 海の軸「海とともに生きるまち」/令和4年7月9日(土)～10月30日(日)
5	個人	「石脇村旗掛石周辺鳥瞰図」/江戸期	文化財保存活用地域計画関連企画展「DISCOVER 焼津、発見」第2期 山の軸「神の拠る空間、人の交わる路」/令和4年11月6日(日)～令和5年3月5日(日)
6	法華寺	「法華寺建立記」/享保9年(1724)、本堂(花澤千手観世音堂)棟札/元禄8年(1695)、仁王門(千手観世音二王門)棟札/元禄16年(1703)、瓦屋根に葺き替えられた際の棟札/明治35年(1902)、法華寺の参拝記念絵馬/文久2年(1862)、巡礼絵馬/明治30年(1897)、法華寺の納札	文化財保存活用地域計画関連企画展「DISCOVER 焼津、発見」第2期 山の軸「神の拠る空間、人の交わる路」/令和4年11月6日(日)～令和5年3月5日(日)
7	若宮八幡宮(当館寄託)	若宮八幡宮の棟札(焼津市指定文化財)/寛永6年(1629)	文化財保存活用地域計画関連企画展「DISCOVER 焼津、発見」第2期 山の軸「神の拠る空間、人の交わる路」/令和4年11月6日(日)～令和5年3月5日(日)
8	熊野神社(当館寄託)	大身槍 銘長吉作/(室町時代)	文化財保存活用地域計画関連企画展「DISCOVER 焼津、発見」第2期 山の軸「神の拠る空間、人の交わる路」/令和4年11月6日(日)～令和5年3月5日(日) *期間限定
9	個人	乍恐口上書を以御訴訟申上候(享保7年)、乍恐書付御届ケ申上候(享和2年)	文化財保存活用地域計画関連企画展「DISCOVER 焼津、発見」第3期 川の軸「暴れ川が生んだ豊穡の地」/令和5年3月11日(土)～7月2日(日)
10	個人	大井川絵図(江戸中期)	文化財保存活用地域計画関連企画展「DISCOVER 焼津、発見」第3期 川の軸「暴れ川が生んだ豊穡の地」/令和5年3月11日(土)～7月2日(日)

11	焼津市	大崩八景(明治 16 年)	文化財保存活用地域計画関連企画展「DISCOVER 焼津、発見」第 3 期 川の軸「暴れ川が生んだ豊穰の地」/令和 5 年 3 月 11 (土)～7 月 2 日(日)
12	個人	天竜一行追善大相撲番付表(昭和 10 年)、追善相撲挙行趣意書(昭和 10 年)	文化財保存活用地域計画関連企画展「DISCOVER 焼津、発見」第 3 期 川の軸「暴れ川が生んだ豊穰の地」/令和 5 年 3 月 11 (土)～7 月 2 日(日)
13	盤石寺	舟形屋敷絵図(江戸後期)	文化財保存活用地域計画関連企画展「DISCOVER 焼津、発見」第 3 期 川の軸「暴れ川が生んだ豊穰の地」/令和 5 年 3 月 11 (土)～7 月 2 日(日)
14	吉永八幡宮	大鳥毛	文化財保存活用地域計画関連企画展「DISCOVER 焼津、発見」第 3 期 川の軸「暴れ川が生んだ豊穰の地」/令和 5 年 3 月 11 (土)～7 月 2 日(日)
15	藤守の田遊び保存会	藤守の田遊び衣装	文化財保存活用地域計画関連企画展「DISCOVER 焼津、発見」第 3 期 川の軸「暴れ川が生んだ豊穰の地」/令和 5 年 3 月 11 (土)～7 月 2 日(日)

(6) 受贈資料

No.	寄贈者	受贈資料名	受贈日
1	個人	旧焼津魚市場模型 1 点、片山七兵衛立像 1 点、片山七兵衛掛軸 1 点、焼津水産翁拓本 7 点	4 月 1 日
2	個人	副読本わたしたちの大井川(平成 9 年) 1 点	4 月 6 日
3	個人	船模型 3 点	4 月 21 日
4	個人	第 34 連隊写真 1 点、教育勅語 1 点	4 月 29 日
5	個人	和田小創立 100 年史 1 点	5 月 17 日
6	焼津市市民公益活動 団体ちよっくら焼津	魚河岸シャツ認定証 1 点	7 月 27 日
7	個人	戦争遺跡のカメラマンと遺族とのやり取りの記録一式	8 月 3 日
8	個人	港八郎レコード 1 点、焼津新聞 1 点、駿遠時報 1 点	8 月 30 日
9	個人	不動産売渡之証 1 点	9 月 30 日
10	焼津神社	静岡県里程表(大正 14 年) 1 点	10 月 1 日
11	個人	学生カバン、写真アルバム、日記ほか、全 25 点	10 月 12 日
12	個人	焼津港航空写真 1 点	10 月 12 日
13	個人	酒蔵関係資料 84 点	10 月 14 日
14	個人	焼津漁港修築計画図 1 点	11 月 8 日
15	個人	小浜村大絵図 1 点	11 月 8 日
16	個人	乙女ヶ丘海水浴場、大崩写真 3 点	11 月 16 日
17	個人	用心院秋葉さん木札 1 点	11 月 30 日

18	個人	第五福竜丸エンジン来焼時写真3点	12月8日
19	個人	神像 軸1点	12月16日
20	個人	プリント、スライド8点	1月15日
21	個人	平成・令和の新聞98点	2月2日
22	個人	軽便プラモ3点、電気調理器1点、パノラマ立体ビューア1点	2月28日
23	個人	大東亜戦争貯金証書1点	3月8日
24	個人	シーガルドーム始球式ボール1点	3月8日
25	認可地縁団体石津共栄会	石津村古絵図2点	3月15日
26	個人	漁業用アンバリ、サシ、ケタなど35点	3月15日
27	個人	メンコ	3月30日
28	個人	皇道産業焼津実践団回想記1点	3月31日
29	個人	ソフビ人形一式	3月31日
30	個人	小川村銭札2点、明治35年双六1点	3月31日
31	個人	陶器製湯たんぽ1点	3月31日

(7) 受寄資料

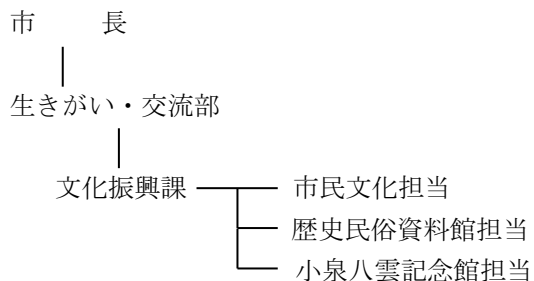
No.	寄託者	寄託資料名	寄託期間
1	焼津市立焼津東小学校	掛け軸7点(高橋雲亭書4点、村松春水書、惟安書、不明)、風鎮2組	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
2	焼津市立焼津西小学校	掛け軸5点(沖六鵬書、七才松三書、拓本正気歌、拓本歌碑、拓本楓橋夜泊)	令和4年4月1日～ 令和5年1月31日
3	焼津第1自治会二区	近世文書6点 軸(嘉永年間焼津地内絵図)、志太郡焼津町城之腰焼津地内図面、水路図面焼津町消防組、軸(志太郡焼津町焼津耕地整理組合地区確定図)、軸(静岡縣志太郡焼津町全畧図)、軸(大字鰯ヶ島、大字城之腰、大字北新田、大字焼津) 近現代文書9点	令和3年4月1日～ 令和5年1月31日
4	熊野神社	大身槍 銘長吉作	令和3年4月1日～ 令和5年1月31日
5	熊野神社	横矧桶側菱綴二枚胴具足	令和3年4月1日～ 令和5年1月31日
6	光心寺	麒麟の笙、箏、龍笛	令和3年4月1日～ 令和5年1月31日

7	弘徳院	絵馬	令和3年4月1日～ 令和5年1月31日
8	香集寺	絵馬	令和3年4月1日～ 令和5年1月31日
9	若宮八幡宮	棟札	令和3年4月1日～ 令和5年1月31日
10	勢岩寺	弘法大師像	令和3年4月1日～ 令和5年1月31日
11	猪之谷神社	六鈴鏡	令和3年4月1日～ 令和5年1月31日
12	大日堂	不動明王像、吉祥天像	令和3年4月1日～ 令和5年1月31日
13	大井神社	棟札5点	令和3年4月1日～ 令和5年1月31日
14	個人	久保山愛吉氏関係資料1,094点(弔辞113点、弔電945点、手紙36点)	令和3年4月1日～ 令和5年1月31日
15	個人	第五福龍丸関係資料フィルム154コマ、その他フィルム658コマ	令和3年4月1日～ 令和5年1月31日
16	個人	高崎古墳群出土遺物18点	令和3年4月1日～ 令和5年1月31日
17	個人	漁方規定取極之事	令和3年4月1日～ 令和5年1月31日
18	個人	波除絵図面、絵葉書(明治43年8月焼津町大洪水実況)	令和3年4月1日～ 令和5年1月31日
19	個人	徳川家康朱印状	令和3年4月1日～ 令和5年1月31日

7 管理運営

1 機構と職員（令和4年度）

① 組織



2 歴史民俗資料館担当職員

職名	氏名
課長	嶋 美津子
歴史民俗資料館担当係長	鈴木 源
主査	小池 茂
主査	新村 淳
主任主事	細田 和代
会計年度任用職員 (学芸員)	栗田 潤美 松永 朋佳 藁科 優生 丸山 博信 太田 つかさ
会計年度任用職員	松永 廣行 他 14 人

2 施設・資料管理

(1) 歴史民俗資料館

① 歴史民俗資料館資料燻蒸

収蔵資料の保護を図るため、歴史民俗資料館内の全館燻蒸（収蔵庫及び展示室）と業者保有燻蒸庫へ資料を運搬する燻蒸を隔年で交互に行っている。

令和4年度は、業者保有の燻蒸庫へ資料を搬入し、文化財用殺虫殺菌燻蒸剤である酸化プロピレンとアルゴンの混合ガス（商品名『アルプ』）を使用した48時間密閉燻蒸により資料の殺虫・殺卵・殺カビ処理を実施した。

- ・資料搬入 10月15日
- ・燻蒸処理 10月17日～10月19日
- ・資料搬出 10月21日

(2) 大井川資料保管庫

① 大井川民俗資料保管庫殺虫処理

大井川民俗資料保管庫内の資料保護のため、殺虫処理を毎年実施している。

令和4年度は12月16日に空間噴霧薬剤「ブンガノン」を使用した4時間密閉施工を行った。また、保管庫内の殺虫プレート設置及び交換を7、9、12、3月に実施した。

3 令和4年度予算

(1) 文化財保護費

① 歳入

(単位：千円)

事 項	金 額	摘 要
国庫支出金	4,827	伝統的建造物群保存事業費補助金、文化財保護事業費補助金
県支出金	1,871	伝統的建造物群保存事業費補助金、権限移譲交付金
計	6,698	

② 歳出

(単位：千円)

事 項	金 額	摘 要
文化財保護審議会費	185	文化財保護審議会報酬
文化財保護事務費	3,114	文化財保護活動事業、案内看板修理
花沢地区伝統的建造物群保存対策事業費	19,771	地区保存審議会報酬、建造物群保存事業補助
花沢地区ビジターセンター管理運営事業費	1,569	管理運営
文化財保護助成費	500	指定文化財補助金
花沢城活用推進事業費	90	花沢城見学環境整備
計	25,229	

(2) 歴史民俗資料館費

① 歳入

(単位：千円)

事 項	金 額	摘 要
諸収入	185	歴史民俗資料館雑入(自主事業材料費、刊行物売上等)
計	185	

② 歳出

(単位：千円)

事 項	金 額	摘 要
歴史民俗資料館事務費	17,839	資料館運営経費、会計年度任用職員等賃金、資料燻蒸委託料、消耗品等
歴史民俗資料館自主事業費	1,185	企画展示会、講座・講演会、体験学習等開催
計	19,024	

4 令和4年度決算見込み（令和5年5月31日現在）

（1）文化財保護費

① 歳入

（単位：千円）

事 項	金 額	摘 要
国庫支出金	3,865	伝統的建造物群保存事業費補助金、文化財保護事業費補助金
県支出金	1,591	伝統的建造物群保存事業費補助金、権限移譲交付金
計	5,456	

② 歳出

（単位：千円）

事 項	金 額	摘 要
文化財保護審議会費	166	文化財保護審議会報酬
文化財保護事務費	1,776	文化財保護活動事業、文化財保存活用計画作成
花沢地区伝統的建造物群保存対策事業費	7,554	地区保存審議会報酬、建造物修景事業補助
花沢地区ビジターセンター管理運営事業費	1,530	管理運営
文化財保護助成費	500	指定文化財補助金、登録文化財補助金
花沢城活用推進事業費	87	花沢城見学環境整備、案内のぼり旗設置
計	11,613	

（2）歴史民俗資料館費

① 歳入

（単位：千円）

事 項	金 額	摘 要
諸収入	401	歴史民俗資料館雑入（自主事業材料費、刊行物売上等）
計	401	

② 歳出

（単位：千円）

事 項	金 額	摘 要
歴史民俗資料館事務費	16,617	資料館運営経費、会計年度任用職員等賃金、資料燻蒸委託料、消耗品等
歴史民俗資料館自主事業費	1,048	企画展示会、講座、体験学習等開催
計	17,665	

1 条例・規則等（令和5年3月31日現在）

① 焼津市歴史民俗資料館条例

（平成20年10月7日条例第72号）

（趣旨）

第1条 この条例は、焼津市歴史民俗資料館の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 郷土の歴史、民俗等に関する資料の展示等をし、もって市民の教育、学術及び文化の振興を図ることを目的として、焼津市歴史民俗資料館（以下「歴史民俗資料館」という。）を焼津市三ヶ名1550番地に設置する。

（事業）

第3条 歴史民俗資料館は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 歴史、民俗等に関する資料を収集し、保管し、及び市民の利用に供し、並びにこれらの情報を提供すること。
- （2） 歴史、民俗等に関する事業を企画し、及び実施すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

（開館時間）

第4条 歴史民俗資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第5条 歴史民俗資料館の休館日は、次のとおりとする。

ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

- （1） 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日）
- （2） 12月29日から翌年1月3日までの日

（入館の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、歴史民俗資料館への入館を拒否し、又は退館を命ずるものとする。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- （2） 集団的に、又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- （3） 管理上支障があると認めるとき。
- （4） その他入館が不相当と認めるとき。

（入館料）

第7条 歴史民俗資料館の入館料は、無料とする。ただし、特別展等において市長が特に必要と認めるときは、有料とすることができる。

（損害賠償の義務）

第8条 入館者は、歴史民俗資料館の建物、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合において、入館者は、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

② 焼津市歴史民俗資料館条例施行規則

（令和3年3月31日規則第27号）

（趣旨）

第1条 この規則は、焼津市歴史民俗資料館条例（平成20年焼津市条例第72号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（館内利用）

第2条 焼津市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の所有する郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（第4条の規定により寄託された資料を含む。以下「資料館資料」という。）を館内で利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

（特別閲覧及び資料の館外貸出し）

第3条 資料館資料は、教育、学術若しくは文化に関する機関若しくは団体又は学術研究のためこれを利用しようとする者に対し、特別の閲覧に供し、又は貸出しをすることができる。

2 前項の規定により、特別の閲覧をしようとする場合又は貸出しを受けようとする場合は、焼津市歴史民俗資料館資料特別閲覧（貸出）申込書（第1号様式）を、あらかじめ市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により申込書の提出があったときは、市長は、これを審査し、適当と認めるときは、申込者に対し焼津市歴史民俗資料館資料特別閲覧（貸出）承諾書（第

2号様式)を交付する。

4 第2項の規定による申込みが、次条の規定により寄託された資料の模写、撮影若しくは転載をし、又はこれらを販売し、その他営利の目的に供しようとするものであるときは、当該資料の寄託者の承諾書を当該申込書に添付しなければならない。

5 資料館資料の貸出しは、その保管について安全が確保できると認められる場合に限り行うものとする。

(寄贈及び寄託)

第4条 資料館に歴史的資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、焼津市歴史民俗資料館資料寄贈(寄託)申込書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、これを審査し、適当と認めるときは焼津市歴史民俗資料館資料受贈(受寄)書(第4号様式)を交付する。

3 前項の規定により寄託された資料は、資料館所蔵のものと同一の扱いとする。

4 寄託された資料が天災地変その他不可抗力による事故により損害を受けた場合は、市長は、その責めを負わない。

(入館者の遵守事項)

第5条 資料館へ入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をしないこと。

(2) 騒音又は大声を発する等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 動物又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。

(4) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。

(5) 承認を受けずに広告類を掲示し、又は配布する行為をしないこと。

(6) 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。

(7) 所定の場所以外の場所での飲食又は喫煙をしないこと。

(8) 承認を受けずに寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供をしないこと。

(9) その他市長が管理上支障があると認める行為をしないこと。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

③ 焼津市文化財保護条例

(昭和52年7月16日条例第15号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び静岡県文化財保護条例(昭和36年静岡県条例第23号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市内に存するもののうち、重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

(2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

(4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅、都城跡その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。)で市にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(5) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 市長は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第4条 削除

第2章 焼津市指定有形文化財

(指定)

第5条 市長は、市内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県

条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを焼津市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、前項に規定する所有者等に通知してする。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

5 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定有形文化財の所有者(以下この章において「所有者」という。)に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第6条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 市指定有形文化財が法第27条第1項の規定により重要文化財の指定を受けたとき又は県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、市長は、その旨を告示するとともに当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第3項の規定による解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を市長に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第7条 所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び市長の指示に従い市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 所有者は、特別の理由があるときは、自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、当該管理責任者と連署のうえ、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第8条 所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(滅失、損傷等)

第9条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(所在の変更)

第10条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第11条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、市長は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示し、必要があるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する指示)

第12条 市長は、市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を指示することができる。

2 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があるときは、市長は、当該所有者に対し、その修理について必要な指示をすることができる。

3 前2項の規定による指示に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内で市の負担とすることができる。

4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第2項の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第13条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、軽微な行為を執る場合又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で

定める。

3 市長は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第14条 所有者は、市指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による指示又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市長は、市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る市指定有形文化財の修理に関し、指導及び助言をすることができる。

(公開)

第15条 市長は、所有者及び管理責任者に対し、3月以内の期間を限つて市の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 市長は、所有者に対し、3月以内の期間を限つて当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 所有者及び市長以外の者が、その主催する展覧会その他の催しにおいて、市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

4 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、第2項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内で市の負担とすることができる。

5 市長は、第2項及び第3項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し、必要な指示をするとともに必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

6 第2項及び第3項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため、第10条の規定による届出があつた場合には、前項の規定を準用する。

7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は損

傷したときは、市は、当該所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷したときはこの限りでない。

(調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第17条 所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする市長の指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 所有者が変更したときは、旧所有者は、指定書を添えて当該市指定有形文化財を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 焼津市指定無形文化財

(指定等)

第18条 市長は、市内に存する無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを焼津市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするに当たつては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。

4 第1項又は第2項の規定による指定又は認定は、前項の規定による告示のあつた日からその効力を生ずる。

5 市長は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足るものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定をすることができる。

6 前項の規定による追加認定をするときは、第3項及び第4項の規定を準用する。

(解除)

第19条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなく

なつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の理由があるときは、市長は、その認定を解除することができる。

3 市指定無形文化財が法第 71 条第 1 項の規定により重要無形文化財に指定されたとき又は県条例第 18 条第 1 項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

5 前各項の規定による指定の解除又は認定の解除については、前条第 3 項及び第 4 項の規定を準用するものとし、第 1 項及び第 2 項の場合にあつては当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に、第 3 項の場合にあつては当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体と認定されていた団体の代表者に通知するものとする。

（保持者の氏名変更等）

第 20 条 保持者又は保持団体が次の各号のいずれかに該当するときは、保持者若しくは相続人又は保持団体の代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であった者）は、市長に速やかに届け出なければならない。

- (1) 保持者が氏名、芸名、雅号又は住所を変更したとき。
- (2) 保持者がその保持する市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたとき。
- (3) 保持者が死亡したとき。
- (4) 保持団体が名称又は事務所の所在を変更したとき。
- (5) 保持団体が代表者を変更したとき。
- (6) 保持団体が構成員に異動を生じ、又は解散したとき。

（保存）

第 21 条 市長は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執ることができる。

2 市長は、市指定無形文化財の保存に関し、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第 11 条第 2 項の規定を準用する。

（公開）

第 22 条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財（市指定無形文化財であつたものを含む。以下この条において同じ。）の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第 15 条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。

3 市長は、第 1 項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第 11 条第 2 項の規定を準用する。

（保存に対する指導助言）

第 23 条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第 4 章 焼津市指定民俗文化財

（指定）

第 24 条 市長は、市内に存する有形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第 24 条第 1 項の規定により静岡県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを焼津市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第 24 条第 1 項の規定により静岡県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを焼津市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第 5 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

3 第 1 項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

（指定の解除）

第 25 条 市長は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第 6 条第 2 項及び第 5 項の規定を準用する。

3 第 1 項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。

4 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、法第 78 条第 1 項の規定により重要有形民俗文化財若し

くは重要無形民俗文化財に指定されたとき又は県条例第 24 条第 1 項の規定により静岡県指定有形民俗文化財若しくは静岡県指定無形民俗文化財に指定されたときは、当該市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

- 5 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除については、第 6 条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。
- 6 第 4 項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、市長は、その旨を告示してしなければならない。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第 26 条 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用)

第 27 条 第 7 条から第 12 条まで及び第 15 条から第 17 条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第 28 条 市長は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

- 2 市長は、市指定無形民俗文化財の保存に関し、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。
- 3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第 11 条第 2 項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第 28 条の 2 市長は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による公開には、第 22 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する指導助言)

第 28 条の 3 市長は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(無形民俗文化財の記録作成等)

第 29 条 市長は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開その他保存のため適当な措置を執ることができる。

2 市長は、保存に当たることを適当と認める者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 3 前項の規定により補助金を交付する場合は、第 11 条第 2 項の規定を準用する。

第 5 章 焼津市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第 30 条 市長は、市内に存する記念物(法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第 29 条第 1 項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝又は静岡県指定天然記念物に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを焼津市指定史跡、焼津市指定名勝又は焼津市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定には、第 5 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。この場合において、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合は、市長は同条第 3 項の規定による通知に代えてその通知すべき事項を市の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から 2 週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす。

(解除)

第 31 条 市長は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 市指定史跡名勝天然記念物が法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定されたとき又は県条例第 29 条第 1 項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝若しくは静岡県指定天然記念物に指定されたときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

- 3 第 1 項の規定による指定の解除には第 6 条第 2 項の規定を、前項の場合には第 6 条第 4 項の規定を準用する。この場合において通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合は、前条第 2 項後段の規定を準用する。

(標識の設置)

第 32 条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者(第 35 条で準用する第 7 条の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。)は、規則で定める基準により市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置す

るものとする。

(土地所在等の異動届出)

第 33 条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地についてその土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第 34 条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状変更をする場合にあっては維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為をする場合にあっては影響が軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 13 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には同条第 4 項の規定を準用する。

4 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第 13 条第 3 項の規定による許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

第 35 条 第 7 条から第 9 条まで、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第 6 章 焼津市選定保存技術

(選定等)

第 36 条 市長は、市内に存する伝統的な技術又は技能で、文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第 147 条第 1 項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第 34 条の 2 の規定により静岡県選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち、市として保存の措置を講ずる必要があるものを、焼津市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 市長は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(当該保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。)で代表者又は管理人の定めるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 一の市選定保存技術についての前項の規定による認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第 1 項の規定による選定及び前 2 項の規定による認定には、第 18 条第 3 項から第 6 項までの規定を準用する。

(解除)

第 37 条 市長は、市選定保存技術についての保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特別の理由があるときは、その選定を解除することができる。

2 市長は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別な理由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第 1 項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第 19 条第 5 項の規定を準用する。

4 市選定保存技術が法第 147 条第 1 項の規定により選定保存技術として選定されたとき又は県条例第 34 条の 2 の規定により静岡県選定保存技術として選定されたときは、当該市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、第 19 条第 5 項の規定を準用する。

6 前条第 2 項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、市長は、その旨を告示しなければならない。

(市選定保存技術に関する準用規定)

第 38 条 第 20 条、第 21 条及び第 23 条の規定は、市選定保存技術について準用する。

第 7 章 焼津市伝統的建造物群保存地区

(決定)

第 39 条 市長は、市内に存する伝統的建造物群のうち、市にとって重要なものを焼津市伝統的建造物群保存地区(以下「市伝統的建造物群保存地区」という。)に決定することができる。

2 前項に規定する市伝統的建造物群保存地区について必要な事項は、別の条例で定める。

第 8 章 焼津市文化財保護審議会

(文化財保護審議会)

第 40 条 法第 190 条第 2 項の規定に基づき、焼津市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項並びに文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項に関し、必要と認める事項を市長に答申し、又は建議するものとする。

(1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除

- (2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除
 - (3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
 - (4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除並びに無形民俗文化財の選択
 - (5) 市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
 - (6) 市選定保存技術の選定及びその選定の解除
 - (7) 市選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
 - (8) その他文化財の保存及び活用に関する重要事項
- 3 審議会は、委員 10 人以内で構成する。ただし、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命する。
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 第 2 項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

第 9 章 補則

(委任)

第 41 条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の焼津市文化財保護条例（以下「旧条例」という。）第 3 条の規定により任命された焼津市文化財保護審議会委員である者は、この条例による改正後の焼津市文化財保護条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく審議会の委員に任命された者とみなす。この場合において、当該委員の任期については、なお従前の例による。
- 3 この条例施行の際現に旧条例の規定により指定されている焼津市指定文化財のうち、山の神祭については新条例第 24 条第 2 項の規定により指定された市指定無形民俗文化財とみなす。この場合において、旧条例の規定による指定書は新条例第 24 条第 2 項において準用する新条例第 5 条第 6 項の規定により交付された市指定無形民俗文化財の指定書とみなす。
- 4 この条例施行の際現に旧条例の規定により指定され

ている焼津市指定文化財のうち、公孫樹、ナギの木、ホルトの木、シナノガキ、マツ、マツ（臥竜の松）、平戸ツツジ、リュウキユウツツジについては、新条例第 30 条第 1 項の規定により指定された市指定天然記念物とみなす。この場合において、旧条例の規定による指定書は、新条例第 30 条第 2 項において準用する新条例第 5 条第 4 項の規定により通知された市指定天然記念物の通知書とみなす。

- 5 前 2 項に規定した以外の旧条例の規定に基づく市指定文化財は、新条例第 5 条第 1 項の規定により指定された市指定有形文化財とみなす。この場合において旧条例による指定書は、新条例第 5 条第 6 項の規定により交付された市指定有形文化財の指定書とみなす。

(大井川町の編入に伴う経過措置)

- 6 大井川町の編入の日前に大井川町文化財保護条例（昭和 52 年大井川町条例第 9 号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 7 日条例第 74 号）

この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日条例第 6 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

④ 焼津市文化財保護条例施行規則

(令和 3 年 3 月 31 日規則第 30 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、焼津市文化財保護条例（昭和 52 年焼津市条例第 15 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(市指定有形文化財指定申請書及び同意書)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定による指定の申請は、市指定有形文化財指定申請書（第 1 号様式）によるものとする。

- 2 条例第 5 条第 2 項の規定による同意は、指定等同意書（第 2 号様式）によるものとする。

(指定書)

第 3 条 条例第 5 条第 5 項の規定による指定書は、指定書（第 3 号様式）によるものとする。

(指定書の再交付申請)

第 4 条 指定書を滅失し、又は損傷したときは、指定（認定）（通知）書再交付申請書（第 4 号様式）に、事実を証するに足る文書又は損傷した指定書を添えて、速やかに指定書の再交付の申請をしなければならない。

(管理責任者選任等の届出)

第5条 条例第7条第3項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、市指定文化財管理責任者選任(解任)届(第5号様式)によるものとする。

(所有者変更等の届出)

第6条 条例第8条第1項及び第2項の規定による所有者等の変更の届出、条例第9条の規定による滅失、損傷等の届出並びに条例第10条の規定による所在の変更の届出は、市指定文化財所有者等変更届(第6号様式)によるものとする。

(現状変更の許可申請等)

第7条 条例第13条第1項の規定により現状変更等の許可を受けようとする者及び条例第14条第1項の規定による修理の届出をしようとする者は、市指定文化財現状変更等(届)許可申請書(修理届)(第7号様式)を変更等しようとする日の20日前までに市長に提出するものとする。

2 前項の規定により現状変更等の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を報告するものとする。

(維持の措置の範囲)

第8条 条例第13条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 焼津市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財をその当時の原状(指定後、許可を受けて現状変更等をした場合にあっては、当該現状変更等終了時における原状)に復するとき。

(2) 市指定有形文化財が損傷している場合において、当該損傷の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。

(市指定無形文化財指定申請書及び同意書)

第9条 条例第18条第1項の規定による指定の申請は、市指定無形文化財等指定(選定)申請書(第8号様式)によるものとする。

2 前項の申請書を提出する者が保持者又は保持団体以外の者である場合は、申請書に指定等同意書を添えなければならない。

(認定書の交付)

第10条 条例第18条第3項の規定による通知は、認定書(第9号様式)によるものとする。

2 認定書を滅失し、又は損傷したときは、指定(認定)通知書再交付申請書に、事実を証するに足る文書又は損傷した認定書を添えて、速やかに認定書の再交付の申請をしなければならない。

(保持者の氏名変更等の届出)

第11条 条例第20条の規定による保持者の氏名変更等の届出は、保持者氏名変更等届(第10号様式)によるものとする。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第12条 第2条から第6条までの規定は、焼津市指定有形民俗文化財に準用する。

(現状変更等の届出)

第13条 条例第26条の規定による現状変更等の届出は、市指定文化財現状変更等(届)許可申請書(修理届)によるものとする。

(市指定無形民俗文化財指定申請書)

第14条 条例第24条第1項の規定による指定を受けようとする者は、市指定無形民俗文化財指定申請書(第10号様式の2)を委員会に提出するものとする。

(市指定史跡名勝天然記念物に関する準用規定)

第15条 第2条から第8条までの規定は、特別の定めがある場合を除き、焼津市指定史跡名勝天然記念物に準用する。

(指定通知)

第16条 条例第30条第2項で準用する条例第5条第3項の規定による通知は、指定通知書(第11号様式)によるものとする。

(標識及び説明板)

第17条 条例第32条の規定により設置すべき標識及び説明板には、次に掲げる事項を記入するものとする。

(1) 焼津市指定史跡、焼津市指定名勝又は焼津市指定天然記念物の別及び名称

(2) 指定の年月日

(3) 説明事項

(4) 保存上注意すべき事項

(5) その他参考事項

(境界標)

第18条 条例第32条の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とし、その規格はおよそ13センチメートルの角柱で、地表からの高さは30センチメートルを基準とする。

2 前項の境界標は、指定に係る地域の屈折する地点その他境界線上の重要な地点に設置するものとする。

3 第1項の境界標には、次に掲げる事項を記入するものとする。

(1) 上面 指定に係る地域の境界を示す方向指示線

(2) 側面 史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界のうち、該当の文字及び焼津市の文字

(標識等設置に関する報告)

第19条 条例第32条の規定により標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、設計

仕様書、設計図（説明板の設置に係る場合は記載事項を含む。）及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ、その旨及び当該工事の着手並びに完了の予定時期を市長に報告するものとする。

（土地所在等の異動の届出）

第 20 条 条例第 33 条の規定による土地所在等の異動の届出は、市指定史跡名勝天然記念物所在等異動届（第 12 号様式）によるものとする。

（現状変更等の許可申請）

第 21 条 条例第 34 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、市指定文化財現状変更等（届）許可申請書（修理届）を変更しようとする日の 20 日前までに市長に提出するものとする。

2 第 11 条第 2 項の規定は、前項の規定により許可を受けた者に準用する。

（維持の措置の範囲）

第 22 条 条例第 34 条第 2 項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- （1） 史跡、名勝又は天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- （2） 史跡、名勝又は天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。
- （3） 史跡、名勝又は天然記念物の一部が、損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が、明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（市選定保存技術選定申請書及び同意書）

第 23 条 条例第 36 条第 1 項の規定による選定の申請は、市指定無形文化財等指定（選定）申請書によるものとする。

2 前項の申請書を提出する者が、保持者又は保存団体以外の者である場合は、申請書に指定等同意書を添えなければならない。

（認定書の交付）

第 24 条 条例第 36 条第 4 項で準用する条例第 18 条第 3 項の規定による通知は、認定書によるものとする。

2 認定書を滅失し、又は損傷したときは、指定（認定）（通知）書再交付申請書に事実を証するに足る文書又は損傷した認定書を添えて、速やかに認定書の再交付の申請をしなければならない。

（保持者の氏名変更等の届出）

第 25 条 条例第 38 条で準用する条例第 20 条の規定により届け出なければならない場合には、第 11 条の規定を

準用する。

（審議会の会長及び副会長）

第 26 条 焼津市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（審議会）

第 27 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係がある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係がある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

（審議会の庶務等）

第 28 条 審議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

2 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮って会長が定める。

（台帳等）

第 29 条 市長は、次の各号に掲げる書類を当該各号に掲げる期間保存しなければならない。

（1） 市指定文化財台帳（第 13 号様式） 永年

（2） 文化財等の指定又は選定並びにその異動及び解除に関する書類 永年

（3） その他必要な公文書 5 年

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

⑤ 焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例

（平成 25 年 3 月 27 日条例第 8 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 143 条第 1 項の規定に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって本市の文化的向上に資することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第 2 条第 1 項第 6 号の伝統的建造物群をいう。

2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第 142 条の伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）をいう。

（保存計画）

第3条 市長は、保存地区を決定したときは、焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

2 保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項
- (3) 伝統的建造物の保存整備計画に関する事項
- (4) 伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項
- (5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

(現状変更行為の規制)

第4条 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、増築、改築、移転又は除却

ア 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転

イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、増築、改築、移転又は除却

(3) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採

エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

オ 仮植した木竹の伐採

(4) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 静岡県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

ウ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 建築物等の新築、改築、増築、移転又は除却(仮設の工作物を除く。)

(イ) 用排水施設又は幅員が2メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が3メートルを超える林道の設置

(ウ) 宅地の造成又は土地の開墾

(エ) 森林の択伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)

3 市長は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第5条 市長は、前条第1項に掲げる行為で次に掲げる基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

(1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(2) 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(6) 第4号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

いこと。

- (7) 前条第1項第3号から第5号までの行為については、それらの行為後の地貌ぼうその他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

第7条 次に掲げる行為については、第4条第1項及び前条の規定は適用しない。この場合において、同項の許可又は前条に規定する協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

- (1) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (2) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
- (3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (6) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (7) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項(同項第4号を除く。)に規定する業務に係る行為(第3号に掲げるものを除く。)
- (8) 道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為
- (9) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為

- (10) 法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は法第109条第1項の規定により指定され、若しくは法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

(11) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為

(12) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為

(13) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為(許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者
- (3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により第4条第1項の許可を受けた者

2 市長は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

(損失の補償)

第9条 市長は、第4条第1項の許可を受けることができなかったことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(経費の補助等)

第10条 市長は、保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(審議会の設置等)

第11条 市長の附属機関として、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に建議する。

3 審議会の委員の定数は15人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。

5 審議会は、必要があるときは臨時委員を置くことができる。

(罰則)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した者

(2) 第8条第1項の規定に基づく命令に違反した者
(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の刑を科する。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条から第10条まで、第12条及び第13条の規定は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月24日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

⑥ 焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

(令和3年3月31日規則第31号)

(趣旨)

第1条 この規則は、焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成25年焼津市条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければ

ならない。

(1) 現状変更箇所の位置図及び配置図

(2) 現状変更行為に係る設計図書(縮尺100分の1以上のもの)及び仕様書

(3) 現状変更箇所の現況写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(現状変更行為の許可の決定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請があったときは、その内容を審査の上、許可の可否を決定し、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可(不許可)決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(許可標識の設置)

第4条 前条の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、当該行為を行う土地の区域内の見やすい場所に伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の許可標識(第3号様式)を設置しなければならない。

(現状変更行為の完了届出等)

第5条 第3条の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為完了(中止)届出書(第4号様式)を市長に届け出なければならない。

(現状変更行為の協議又は通知)

第6条 条例第6条の規定により市長に協議し、又は条例第7条の規定により市長に通知しようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為協議(通知)書(第5号様式)に第2条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(伝統的建造物群保存地区保存審議会の会長及び副会長)

第7条 条例第11条第1項の審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の補欠の委員の任期)

第8条 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(審議会の会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(意見の聴取等)

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、伝統的建造物群保存地区の保存に関する事務を所管する課において処理する。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

焼津市歴史民俗資料館年報 37

— 令和4年度 —

発行日 令和5年6月1日
発行 焼津市歴史民俗資料館
郵便番号 425-0071
所在地 静岡県焼津市三ヶ名 1550 番地
電話番号 (054) 629-6847
F A X (054) 629-6848